

輪島市黒島地区伝統的建造物群
保存地区保存計画

輪島市教育委員会

目 次

1. 保存計画の基本事項
 - (1) 保存計画の目的
 - (2) 保存地区の名称・面積・区域
 - (3) 地区の現況
2. 保存地区の保存に関する基本計画
 - (1) 歴史的な沿革
 - (2) 保存地区の概況
 - (3) 保存地区の特性
 - (4) 保存に関する基本的な考え方
 - (5) 保存計画の進め方
3. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定
 - (1) 伝統的建造物
 - (2) 伝統的建造物と一体をなす環境を保存するために必要と認められる物件
4. 保存地区内における建築物等の保存整備計画
 - (1) 保存整備の考え方
 - (2) 保存整備計画
 - (3) 周辺環境の保全
5. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等
 - (1) 経費の補助
 - (2) 物資等の提供・斡旋等
 - (3) 技術的援助等
 - (4) 固定資産税等の軽減
 - (5) 顕彰及び普及啓発
6. 保存地区の保存のために必要な施設や設備の整備及び環境の整備
 - (1) 保存地区の愛護を促進するための施設、設備
 - (2) 防災のための施設、設備等
 - (3) 環境の整備等
7. 保存地区の活性化とまちづくり計画
 - (1) 住民主体のまちづくり
 - (2) 伝統的建造物の活用
 - (3) 周辺地区の整備
 - (4) 地域経済活動の活性化

輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区保存計画

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 20 年条例第 26 号。以下「保存条例」という。）第 5 条の規定に基づき輪島市黒島地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定める。

1. 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の目的

この保存計画は、地域社会の総意に基づき、市民と行政との互いの協力と信頼関係により、黒島地区の自然、風土および伝統文化がつくりあげた北前船の廻船問屋や船員たちの居住集落としての歴史的風致を、地域の財産として保存するとともに、文化交流、生涯学習、情報発信の場として積極的に活用することにより、黒島地区の生活環境の改善と輪島市の文化基盤の向上に資することを目的としている。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

名称：輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区

面積：約 20.5 ヘクタール

区域：輪島市門前町黒島町 イ、ロ、ハ、瓦場、高池、清水田、1、2 の各一部である。

※詳細は別図第 1 を参照のこと

(3) 地区の現況

石川県輪島市の門前地域に位置する黒島地区は、能登半島西岸北寄りの海岸段丘上に形成される集落である。集落の成立は 16 世紀前半と推察され、『黒島村小史』（昭和 13 年（1938）発行）によれば、釜エロ（黒島地区の北東部）と呼ばれる山間集落で半農半漁を営む人々が七軒丁（現在の本町の一部、北前船資料館の裏手にあたる区域）に移り住み、漁業を生業にしたのが始まりとされている。その後、總持寺（輪島市門前町、元享元年(1321) 創設）の外港的役割を強め、また、日本海航路の海運の発達に伴い有力な廻船問屋が台頭し、江戸時代前期には一社三寺を有するほどの集落基盤を築いていた。江戸時代には順調な経済発展をとげ、明治中期まで北前船交易で大きく栄えた。現在でも往時の船主や船頭、船乗りなどの住宅が数多く残され、周辺の自然環境と一体となって能登地方を代表する歴史的町並みが形成されている。

黒島では北前船の衰退後、経済が停滞し、人口が減少したものの、漁業で生計をたてながら一定の集落規模が保たれてきた。貞享元年（1684）以降、明治元年（1868）までの大半が能登幕領であったこと、北前船交易で経済力を高めてきたことなどから、黒島村としての強いまとまりと気概、誇りが形成され、集落が維持されてきたとされる。黒島地区を含む現在の黒島町は、昭和 29 年 3 月まで他町村とは合併せず、一村一字を貫いてきた。

第二次世界大戦後、高度成長期に入ると、黒島では、船舶技術を身につけ、石油タンカーや捕鯨船などの各種船舶の船員として働く者が増加した。職業資格の取得、海を通じた交流などにより、集落全体

で教育に対する関心が高く、教員や公務員となるものも多かった。これにより、奥能登という不便な立地でありながらも居住地としての一定の世帯数が保たれてきた。しかし、近年では、過疎化、少子高齢化の進行が顕著であり、歴史的環境を活かしたまちづくりを進め、交流人口ひいては定住人口の増加につなげたいとする意識が地区住民の間で高まっている。

黒島地区では、大工を継承する吉田一族が、明治期から今日に至るまで多くの建築を手がけており、近世から引き継ぐと考えられる黒島独特の間取りと外観を戦後の建築にまで伝えてきた。伝統的な住宅建築の形式が今日にいたるまで継承され、町並み全体の統一感が保たれている。昭和40年代に海岸沿いにバイパス道路が建設され、町場と海との関係が幾分希薄になったものの、黒島地区内の道路はほとんど拡幅されることなく今日に至り、近世から近代初頭にかけて形成された地割が良く維持されている。

平成19年3月25日午前9時41分頃に発生した能登半島地震では、震源地に近かったこともあり、地区内のほぼ全ての建物が被害を受け、町並み景観の喪失が危惧された。しかし、地震直後に地元有志による町並み保存の動きが起こるとともに、平成19年8月22日には「黒島地区まちづくり協議会」が発足した。協議会を中心に震災復興のための各種住宅再建支援事業を活用しつつ、伝統的意匠を踏まえた修復や、町並みに配慮した新築がなされ、黒島地区の歴史的風致に配慮した復興が着実に進められてきたところである。

以上のように、黒島地区は、能登半島地震による被害を受けたものの、外浦に面する奥能登の独特の気候風土の中で、北前船の拠点として栄えた集落の歴史的景観を色濃く残している。往時に形成された地割り、伝統的な建造物や敷地内の庭園、宅地造成のための石積み、社寺、石造物などが、海や山の自然景観と一体となって良好な歴史的風致を残しており、貴重である。伝統的な建築の形式や意匠が戦後にまで引き継がれている点も、他の地区にはみられない特徴である。

2. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 歴史的な沿革

ア 黒島集落の成立

黒島地区は、能登半島の西岸北寄りに位置する。この辺りの海岸線は、対馬海流を直接に受け、浸食による凹凸に富む地形となっている。この中で黒島地区は、門前町腰細や赤神付近の突起部と、深見・吉浦近辺の張り出し部の間、陸に向かって湾曲する海岸線に沿って集落を形成している。対馬海流を受け流す位置にあり、海流や地区北部の八ヶ川が運ぶ砂により砂浜が形成され、船を停泊し舳船で陸地との間を往来するに適した地理的条件を備えていた。集落は狭い海岸段丘上に開け、平地は少なく後背地に大きな山林もなく、生活・生業を成すうえで海との関係は極めて重要であった。

黒島周辺にいつごろから人が定住し始めたかは明らかではないが、八ヶ川中流域から下流域にかけては縄文時代、弥生時代の集落遺跡や古墳が多く分布しており、古くから人が住んでいたことがわかる。古代には能登国の鳳至郡櫛師郷に、中世には櫛比荘に属していた。永禄8年(1565)12月16日の日付が見られる鳳至郡内真宗本願寺派の坊主衆組織4組を定めた連署状「本誓寺宗現等連署定書」には、「黒嶋」の僧観徳の名前が見られ、これが記録に地名が現れる最も古い資料である。『黒島村小史』(昭和13年(1938)発行)によると、この時期に山間集落の釜エ口に住んでいた半農半漁の人々が

七軒町に移り住み、漁業を生業としたのが黒島集落のはじまりとされる。また、地区内に残る高野山福善寺の創立が永正元年（1504）であることから、黒島集落の成立は16世紀前半と考えられている。

イ 廻船業の発展に伴う集落の成長

小さな漁村としてはじまる集落が、沿岸の航行や交易に携わりながら次第に発展していくのであるが、この過程には總持寺との関係や、日本海航路の開発による海運の発展が大きく関係している。

諸岳山總持寺の成立は、櫛比荘最古の寺院であった諸岳寺観音堂の定賢がその観音堂や寺領・敷地を瑩山紹瑾禅師に寄進し、禅院に改めたことに始まる。開創は元享元年（1321年）であり、江戸時代には曹洞宗の大本山としての地位を確立した。總持寺周辺には門前町が形成され、物資の調達、僧侶や修行僧の遠方との行き来には黒島からの海路も利用された。總持寺の住職は輪番制であったため、赴任する僧侶は日本海の沿岸航路を通して黒島に上陸し、ここから行列を仕立てて寺に入ったと伝えられる。

黒島の廻船業は、日本海航路の発達とその利用の増大に伴い発展する。元龜～天正(1570～92)の頃、番匠屋善右衛門が加賀一向一揆の用米を運んだのが始まりとされ、江戸時代の初めには一社三寺（若宮八幡神社、福善寺、名願寺、永法寺）を配し、約800人の人口を有するほどの集落規模を築いていた。これらの社寺は、街道に沿って南北に長く伸びる集落の中ほど、高台の土地に集って建ち、江戸時代には燈籠が灯台の役割を果たしたと言われている。

名願寺は、慶長9年（1604）3月に東本願寺12代教如が授与した寿像（生前の画像）を所蔵しているが、この像の裏書きに「黒島村惣道場」の記載が見られる。これは村落によって護持される真宗の惣道場が成立していたことを示すものである。奥能登で確認される惣道場は黒島の他に輪島鳳至村と珠洲郡飯田村の3箇所、鳳至村、飯田村とも地域の拠点となる町場を形成していた。このことから、黒島村も既に周辺の村落をしのぐ町場を形成していたことが推測できる。

黒島の廻船業は、その後、順調な発展を遂げ、森岡屋、濱岡屋、中屋、角屋などの有力廻船業者が台頭し、江戸時代中期から明治中頃まで大いに栄えた。貞享4年（1687）に139を数える家数は、文化～文政(1804～30)頃には400、天保7年(1836)には338、明治11年(1878)及び明治16年(1883)には525にまで増加した。この間、集落の範囲は先述の「七軒丁」及び森岡屋周辺から次第に南北に次いで東西に拡張していった。文政8年（1825）には船乗りの組織が北町と南町に分けられるが、現在でも北町（キタデ）、南町（ナンデ）という通称が残る。

ウ 天領黒島

黒島は、慶長10年（1605）に加賀藩領から土方領に組み込まれ、貞享元年(1684)には土方家が家督相続をめぐるお家騒動のために除封され、幕領となった。能登の幕領は主に越前国鯖江に陣屋を持つ代官の支配下に置かれ、鹿島郡下村（現七尾市）の陣屋に手代クラスが派遣された。

黒島は、元禄2～8年(1689～95)に鳥居忠秀領に、元禄11～14年(1698～1701)に水野勝長領に組み入れられた時代を除けば、貞享元年（1684）以降、明治元年（1868）までの約180年間を能登幕領として治められた。このうち、享保7年(1722)からは御預所として加賀藩に預けられている。

周囲を加賀藩領に囲まれ、また、広い持海を有していたこともあって黒島と周辺の村との間には村境・海境論争が何度か生じている。このことは、集落としての強い結束をもたらす要因になったと考

えられる。また、土方領に組み入れられ、後に天領になることは、周辺からの政治的圧力の回避にも都合よく働き、自由な経済活動を推し進める要因ともなった。廻船業で大きな経済基盤を築き上げていくことともあいまって、「天領黒島」としての誇りが近世を通して培われてきたと言われている。

エ 文化の開花と発展

總持寺、能登天領、北前船交易の3つの要素は、黒島における文化の開花と発展にも大きく影響した。これらは幾重にも絡み合いながら、黒島独自の文化を創造してきた。總持寺が開かれたことで、他国の寺院からも入山者が訪れることとなり、人や物資の往来において黒島は重要な位置を占めた。また、北前船に従事した人々は、春に陸路で大阪に行って出帆し、冬が近くなると大阪に戻って冬期の船の管理を商人にお願いして再び陸路で黒島に帰った。黒島と大阪を往復する途中で、大阪滞在中に、また、寄港地で、様々な情報や文化を摂取し、黒島流にアレンジして享受したとされる。その典型的な事例の一つが黒島天領祭であり、京都の祇園祭との関係が色濃く窺える。また、後述するミツボガコイ（中庭）を囲む住宅の平面形式は「ニイガタダテ」と呼ばれており、新潟に残る町家との類似性が見られる。

能登幕領ということでは、村役人を務める家々が江戸幕府を意識するようになった。当時は、手代衆が俳諧を中心とする学芸文化の発展に大きな影響を与え、全国的なネットワークを発展させていくとされるが、總持寺との関係が深く、経済的發展の一翼を担ってきた森岡屋も、村役人の立場で俳諧へ傾倒していった。黒島地区には現在でも句碑が多く見られる。

オ 北前船交易の衰退

明治中期になり、北前船交易が衰退を始めると、集落の成長は頭打ちとなり、長い停滞の時代を迎えた。廻船業に見切りをつけた廻船問屋の中には、北海道に移住する者、陸上での事業開発に乗り出し更なる経営の悪化を招いて商売を辞める者が増加した。また、親方（廻船問屋）が商売換えや経営規模の縮小を打ち出し、はじき出された船頭・水主の家族が行き場を失っていく例も多かった。このように、経済悪化の中で人口が減少したものの、漁業で生計をたてながら一定の集落規模が保たれてきた。明治16年(1883)に525戸を数えた家数は、明治22年(1889)には369戸、明治25年(1892)には327戸、明治34年(1901)には294戸と減少するが、それ以後、昭和28年までは250戸から290戸の間を推移している。

能登幕領時代に育まれた黒島住民としてのローカルプライドが、近世の経済低迷期の黒島集落を支えてきたとも言えよう。近世の「黒島村」は、ほぼそのままの範囲が近代の「黒島町」引き継がれ、昭和29年3月まで他町村とは合併せず一村一字を貫いてきた。なお、明治16年(1883)を境に家数が減少した要因の一つには大火もある。

黒島地区では、明治年間に数度の大火を経験するが、とりわけ明治4年(1871)、明治18年(1885)には、村の大半を焼損する大規模な火災が生じた。明治初期頃には復興も早かったとされるが、明治18年(1885)の大火後は、それまでのような勢いは見られなかったと伝えられている。

カ 船員の町としての戦後の発展

北前船の衰退とともに長い停滞が続いていた黒島が再浮上するのは、昭和30年代から始まる高度経済成長期である。黒島住民の多くが航海技術を身に付け、石油船団、捕鯨船団、タンカーなどの船員

として世界の海に乗り出していった。『門前町史』（昭和 45 年（1970））から、この頃の黒島では全世界の 58% が船員を家業としていたことがわかる。日本船舶業界の黄金時代に、黒島も大きな飛躍を遂げてきたのである。

この時期には、地元の経済活動も活発になり、財力をかけた一戸建住宅の建築がピークとなる。新しい住宅の多くは吉田一族が手がけたものである。吉田一族は近世からの伝統的な間取り、形式、意匠を発展的に継承しながら、明治期から現代に至るまでこの地で建築活動を行っている。そのため、黒島地区では、現代の住宅が近世、近代の住宅とよく調和し、独特の歴史的町並みを形成している。

海岸沿いにおいては、昭和 29～36 年に波止をつきだして漁港を整備し、昭和 40 年前半には海岸沿いに堤防及び国道 249 号線がつくられた。これによって、海岸の浸食や高潮の危険は減ったものの、生活における集落と海との関係は希薄になったと言える。一方で、この道路建設によって集落内の道路網が位置、幅共によく残り、北前船交易で全盛を迎えたころの地割を今日まで良好にとどめている。

昭和 47 年には、角海家住宅の主屋及び土蔵が石川県の文化財に指定された。

キ 近年の地区の課題

昭和 50 年代に入り、日本船舶業界の黄金時代にもかげりが見えはじめる。また船舶業界の黄金時代を背景にした経済的余力を子供たちの教育にかけたことから、金沢市内や県外、さらには海外の大学等へ進学し、そのまま新しい家庭を築き、黒島を離れる者も多くなった。それらを要因として黒島の過疎化、人口減少、高齢化が進むこととなる。昭和 58 年には黒島小学校が廃校、昭和 63 年には黒島保育所が閉所となった。

平成に入り過疎化対策を兼ねたまちづくり事業「北前船の里整備事業」が行われた。平成 2 年頃には角海家脇道路の美装化、平成 4 年には天領祭の山車倉庫を兼ねた天領北前船資料館の建設、平成 16 年には旧嘉門家跡地に土蔵を活用した展示室、駐車場、公衆トイレを兼ねた広場を整備するなどの整備を行っている。

平成 19 年 3 月 25 日の能登半島地震により地区は大きな被害を受けた。町並みの喪失が危惧されたが、地元有志による町並み保存の動きが起こるとともに、「黒島地区まちづくり協議会」が発足し、この協議会を中心に各種住宅再建支援事業を活用しつつ、歴史的風致に配慮した地区の復興が着実に進められている。

(2) 保存地区の概況

ア 所在地

保存地区は、輪島市の西南に位置し、海岸段丘上に細長く集落を形成している。東側は丘陵地が広がり、西側には緩やかに湾曲する砂浜を持つ海岸線が延びている。集落を貫く南北に伸びた街道に沿って伝統的建造物が連続している。

イ 行政区分との関係

黒島地区は一村一字の集落であり、その集落域は近世以来の「黒嶋村」の範囲とほぼ同一である。明治 22 年の町村制の施行により、門前地域の諸村の合併・編成が行われた際にも、近郷の諸村とは合併せず単独で黒島村を発足させた。その後、昭和 29 年の門前町との合併に至るまで、単独で村制を布

いていた。

ウ 戸数

保存地区内の建築物（主屋）は、255棟で、人口は453名（H17国勢調査）である。このうち空家が49棟である。

エ 敷地形状と建物配置

黒島地区は、海岸線に沿って南北に走る街道を中心に形成されてきた。家屋の多くは、街道及びこれと平行する数本の街路に面して建ち並んでいる。海岸線から山に向かっては傾斜地となり、東西方向の街路はほとんどが小路や路地である。

傾斜地に平坦な敷地を確保するため、石垣を築いて雛壇状に宅地が造成されており、東西方向に奥行きが取れない敷地が多く見られる。能登地方の他の集落と比較すると敷地規模は比較的小さく、間口に対して奥行きがあまり深くない形状となっているのが、黒島地区における宅地割りの特徴である。

この特徴は、町並みや各敷地における建築物の配置にも影響を与えている。すなわち、建築物は町家と同様に道路に面して建てられ、間口と奥行きの比は概ね1：1～1：3程度となっている。また、建築物は敷地間口いっぱい建てられるのが通常で、主屋が道路に沿って軒を連ねる景観を見せる。敷地奥には土蔵などを建てるが、主屋と土蔵との間に大きな庭が見られる事例は少ない。

(3) 保存地区の特性

ア 町並みの特性

(遠景)

保存地区は、海岸段丘上、西（海側）から東（山側）に向かって緩やかに上る傾斜地に形成された集落である。そのため、海からは、砂浜及び護岸、黒色の瓦葺屋根を持つ木造住宅の家並み、丘陵地の斜面緑地が重なる風景を見ることができる。また、丘陵地の高台から見下ろすと、黒の釉薬瓦が映える屋根が重なりあって並び、その向こうに海が広がる光景を見ることができる。

(街路構成による景観上の特性)

集落のほぼ中央、山麓部分には一社三寺が置かれ、うち、若宮八幡神社の参道から海に向かって東西に走る小路が延びる。この小路は現在「宮小路」と呼ばれるものである。宮小路の南側の低地部分が、集落の起源とされる「七軒丁」の位置に該当する。現在では本町となっているこの一帯を中心とし、19世紀になると集落は南北に発展していった。本町より北に拡張していったエリアは北町（キタデ）と呼ばれ、現在の此花町、高見町に該当する。また、港町より南に拡張していったエリアは南町（ナンデ）と呼ばれ、現在の中町、松原町、浜町に該当する。保存地区内では南北に走る街路は地形に合わせた屈曲、湾曲を持ち、東西に走る小路は坂道や階段状になっており、場所ごとに変化に富んだ景観を呈している。なかでも本町、港町は街路の湾曲がきつく、東西の小路も込み入る。また、町並み全体を通して間口の大きな廻船問屋が景観の核を成す一方、南町には洋風の意匠を取り入れた理容室や酒販売店が建ち、町並みのアクセントとなっている。

(建造物群が成す町並みの特性)

保存地区は、明治年間に数度の大火に見舞われ、平成19年には能登半島地震の被害を被り、近世の

建物を残していない。しかし、北前船交易が衰退した後も漁業で生計をたてながら一定の集落規模が保たれ、高度成長期には船員の町として再び繁栄し、明治から昭和にかけての建築物を幅広く見ることができる。

明治期の建物は、切妻造平入りの平屋または低2階、若しくは、切妻造妻入の平屋を基本的な形式とする。大正以降は2階を高くし、切妻造から入母屋造へと変わり、変化に富んだスカイラインを形成している。その一方で、黒色の釉薬瓦、1階開口部の格子、外壁の下見板張りといった要素が一定の統一感をもたらしている。

黒島では、通りに面してザシキを置き、ザシキ外壁面には開口部を設けず全面を壁とする家が多い。また、通りに面して建つ土蔵は、海風から外壁を保護するために下見板張りで覆われる。そのため街路に面して現れる下見板張りの面積が大きく、格子と交互に現れながら、他に見られない独特の景観を醸し出している。

(その他の特性)

宅地を造成するための石積み、通りから見える庭園や樹木なども町並み景観を形成する重要な要素である。

イ 伝統的建造物（建築物）の特性

(間取り)

黒島地区は、北前船寄港地の港町としてではなく、北前船主（廻船問屋）やその乗組員である船頭、水主（船員）の居住地として発展した経緯から、地区内に残存する伝統的建造物も、規模の大きな廻船問屋から水主クラスが居住する狭小な住宅までを含み、その形式や間取りにも何通りかのパターンが見られる。

住宅主屋の間取りは、概ねすべての住宅が有する基本室（ザシキ、チャノマ、ナンド、カッテ、トオリニワ）と、規模の大きな住宅に付与される付加室（ナカノマ、ミセノマ、カンチョウバ、ハナレ（ヘヤ））に分けられ、その配し方で黒島Ⅰ型からⅤ型の5タイプに分類できる。

【黒島Ⅰ型】最も小規模な住宅は、二列二室の配列で、表側にトオリニワからチャノマ、ザシキが並び、裏側にトオリニワからカッテ、ナンドが配される。田の字型農家と類似するところが大きいこの平面形式を黒島Ⅰ型とする。

【黒島Ⅱ型】黒島Ⅰ型の表側にミセが二室追加されて二列六室の配列となるものが黒島Ⅱ型である。一般の町屋ではザシキが表より三室目に配されるが、黒島Ⅱ型では二室目に配列される。

【黒島Ⅲ型】黒島Ⅰ型の表側側面に一室張り出し、L字型の間取りとなるのが黒島Ⅲ型である。この場合、表側はトオリニワからミセノマ、ナカノマ、ザシキの順に、裏側はカッテ、ナンドの順に並び、ザシキが張り出す平面形式をとる。ザシキとナンドが面する空間はナカニワとされる。

【黒島Ⅳ型】黒島Ⅲ型の裏側に二室追加された形式が黒島Ⅳ型である。そのため、トオリニワから表側一室目にミセノマ、ナカノマ、ザシキ、二室目にチャノマ、カンチョウバ、三室目にカッテ、ナンドが並ぶ。ザシキ、カンチョウバ、ナンドが囲う空間はナカニワとされる。

【黒島Ⅴ型】黒島Ⅳ型の裏側側面にヘヤが張り出し、ナカニワを囲んでコの字型平面をとるのが黒島Ⅴ型である。この場合のナカニワを、地区住民は「ミツボガコイ」と呼んでいる。黒島Ⅴ型は最

も格式の高い間取りとされ、廻船問屋や大店の邸宅で用いられ、黒島廻船問屋型の間取りとも呼べるものである。

黒島Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅴ型では、張り出したザシキがナカニワから採光を得ることが可能となり、前面道路に面する表側を完全に閉じ、床ノ間や違い棚などを造作するようになる。また仏間と床ノ間・書院はトオリニワと平行する壁面に設けられるため、ザシキはL字上に二面にわたり、床ノ間や違い棚などの造作が施されるようになる。

(構造形式、表構え)

保存地区における伝統的な構造形式及び表構えの特徴として、以下のことが明らかである。

- * 屋根形式は切妻造を基本とし、昭和に入る頃から入母屋造が現れ、装飾的になっていく。
- * 棟の向きは、切妻造、入母屋造ともに平入りと妻入りの両方が見られる。
- * 階高は明治期には平屋、低二階であるが、大正から昭和にかけて高二階へと移行していく。
- * 明治から現代に至るまで、「黒瓦(釉薬瓦)」、「格子」、「下見板張り」という要素を継承している。

このように、保存地区には、黒瓦、格子、下見板張りという共通の意匠要素を有する①切妻造・平入り・平屋、②切妻造・平入り・低二階、③切妻造・平入り・高二階、④切妻造・妻入り・平屋、⑤切妻造・妻入り・二階、⑥入母屋造・妻入り・二階が混在して建つ。

現存する明治期の主屋は多くが切妻造平入りの平屋若しくは低二階である。前面ドマ入口に大戸を設け、他の開口部は掃き出し窓として格子をつける。下屋には雨風を除けるためのサガリを取り付けるものが多い。格子は冠婚葬祭時には取り外し、外と内の空間を一体的に用いられるようになっている。二階も窓に格子をとりつけるが、格式の高い家では2階壁面を塗籠とし、開口を虫籠窓としているものもある。軒は登梁を見せるものと、腕木を出して桁を支えるものが見られる。また、二階両袖に袖壁をつけるものもある。

大正期から昭和初期にかけては、2階の階高を高くして棟高を上げ、屋根を入母屋とする主屋が現れ始める。二階建ての住宅とする場合、切妻造、入母屋造に関わらず、仏壇を置くザシキ上部には2階を建てない。大正、昭和になると、サガリや袖壁などの意匠は次第に薄れていき、「黒瓦」、「格子」、「下見板張り」の要素のみが残る傾向にある。こうした住宅の構造形式、表構えが、第2次世界大戦後の船員住宅にも引き継がれている。

なお、平成19年の能登半島地震以前は、近世まで溯るとされる吉田屋旅館が残っていた。この吉田屋旅館も黒島Ⅴ型の平面を有しており、切妻造平入り低二階で、ザシキ上部には二階を設けていなかったことが平成4年度の「石川県門前町黒島の町並み調査」(石川県)から明らかである。よって、上記の間取り、構造形式、表構えに関する伝統的な特質は、近世の頃から現れていたものと考えられる。

(土蔵)

土蔵は、敷地奥に設けられるものと、通りに面して設けられるものの両方が見られる。漆喰仕上げとするものの、雨風から壁を養生するため、壁面全体を下見板張りで囲っている。このような蔵を、地区住民は「サヤ蔵」と呼んでいる。

ウ 伝統的建造物（工作物）の特性

集落内にはさまざまな工作物が残されているが、特に石垣・石段や板塀・竹垣等といった宅地造成や敷地境界の区画に用いられるものと、石碑や灯籠などの石造物とが多く見られる。石造の物が多い背景として、北前船によって多くの石材が運ばれてきたことが考えられる。

石垣と石段は、集落が傾斜地に形成されていることから平らな宅地を作るために用いられ、集落内に広く分布している。切り込みハギや打ち込みハギと呼ばれる高度な技法を用いたものから、野面積み、亀甲積みなど一般的なものまで、高さも幅もさまざまなものが存在している。

板塀や竹垣は、材料は更新されてきたものの、形式は良く踏襲していると考えられる。

エ 町並み環境の特性

保存地区は、短冊型の地割を基本とするものの、街路の形状や地区背面の丘陵部の張り出し具合などから、十分な奥行きや広さを確保出来ない宅地も見られる。家屋が連亘する町並みの中で、敷地一杯に建物を建てる場合、ナカニワ（ミツボガコイを含む）等の小規模な庭園は採光及び通風を確保する上で重要な空間になる。これらは通常は通りから見えにくいですが、祭礼等にあたり格子を取り外した時には、黒島独特の歴史的風致を成す重要な要素となる。

保存地区内に樹木はあまり多くないが、地区の人々にとって目に馴染む巨木、老木の類は保存を図る。

(4) 保存に関する基本的な考え方

保存地区は近世以来の北前船主の居住集落として、良好な歴史的風致が維持されている範囲を中心とした約 20.5 ヘクタールの区域である。昭和 30 年以降に船員の町として発展した経緯を語る上で重要な北部、南部の船員住宅の範囲、また南部の水害後に黒島の住民が移転した範囲も含んでいる。

この保存区域は、北前船交易の拠点として隆盛し、北前船衰退後に地域の停滞を経験した後、高度経済成長を背景とした日本船舶業界の黄金期の恩恵を受けて、維持・継承されてきた、北前船主・船頭・水主の居住集落としての特性を今に伝えるものであり、全国的に見ても貴重な地区である。

黒島地区伝統的建造物群保存地区では、地域社会の総意に基づき、市民と行政との互いの協力と信頼関係により、当地区の自然、風土および伝統文化が作りあげた北前船の廻船問屋や船員たちの居住集落としての歴史的風致を、地域の財産として保存するとともに、文化交流、生涯学習、情報発信の場として積極的に活用することにより、黒島地区の生活環境の改善と輪島市の文化基盤の向上を図ることとする。

(5) 保存計画の進め方

保存計画を実施するにあたっては、保存地区内およびその周辺の住民、事業者が主体的にまちづくりを進め、輪島市、関連する諸団体・組織との信頼関係に基づいて協力して進めることとする。

3. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物

保存地区の建造物について、以下の基準を満たすものを、伝統的建造物群を構成する伝統的建造物と

して特定し、建築物については別表第1に掲げると共に、別図第2にその位置を示す。また、工作物については別表第2に掲げると共に、別図第3にその位置を示す。

(建築物)

ア 主屋等については、次の①を満たすと共に、②若しくは③のいずれかの条件に当てはまるもの。

- ① 当該建築物が建築後50年以上を経過していること。
- ② 黒島地区内の伝統的な住宅建築に見られる特徴的な構造形式を有していること。
- ③ 黒島地区の歴史的風致において欠くことのできない建築であること（近代和風建築、洋風建築、社寺建築等）。

イ 土蔵については、土塗り壁等、伝統構法を用いて建築されているもの。

(工作物)

ア 門及び塀については、通りからの望見性が高く、旧来からの形式を現在もよく留めているもの。

イ 石垣・石段については、通りからの望見性が高く、旧来からの形式を現在もよく留めていること。

ウ 石造物については、建立年代が刻まれているなどし、黒島の歴史や変遷をひも解く上で重要なものであること。

エ 上記ア～エの他、黒島地区の歴史的風致において欠くことのできないもの。

(2) 伝統的建造物と一体をなす環境を保存するために必要と認められる物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」として定め、別表第3に掲げると共に、別図第4にその位置を示す。環境物件は、以下の基準のいずれかを満たすものとする。

ア 歴史的風致に大きく寄与している樹木、庭園等。

イ 伝統的建造物（建築物）と一体となり、「ミツボガコイ」の間取りを構成する上で欠くことのできない坪庭。

ウ 上記ア～イの他、黒島地区の歴史的風致において欠くことのできないもの。

4. 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内では、伝統的な意匠が比較的良好に保存されている建造物が多いが、経年変化や不適切な改造等が施されているものもある。また、地区の歴史的風致にはそぐわない一般建造物も見られる。しかし、それらの多くは適切な修理・修景を行うことによって、保存地区の歴史的風致に相応しい姿に回復できる可能性を持っている。このような状況にあつて、保存地区の建築物等の保存整備には、北前船で最も栄えた江戸後期から明治中期の町並み、またその後の船員の町として栄えた時代の町並みを基本とし、修理・修景を行う。

環境物件に対しては、できるだけその保存及び復旧を図るとともに、環境を形成するその他の自然物や土地等についても必要に応じて適切な整備を実施する。

保存地区内は、大半の建造物が木造であり、密集していることから、防災施設の整備を地区保存の重

点事項として取り上げ、災害防止に備える。

そのほか保存地区の保存のために必要な環境の整備を行い、住民の理解と協力を得て伝統的建造物群及びこれと一体をなす歴史的環境を保存する。

これらの事業を実施するにあたり、地区防災施設や市有財産の修理、修景事業は市が行い、一般の修理、修景事業で所有者が行うものについては、助成措置を定め、市の補助事業として行うことができるものとする。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するために、別表第 4 に定める基準により修理を実施するものとする。ただし、伝統的建造物でも復原修理が困難な箇所については別表第 5 に定める基準を準用するものとする。

イ 伝統的建造物の修理に際しては、構造耐力上必要な部分を補強し、耐震性等の防災機能の向上を図るように努める。

ウ 伝統的建造物のうち、一般公開が可能なものについては、建物内部の保存修理も考慮する。

エ 伝統的建造物以外の建造物については、別表第 5 に定める基準により修景し、または別表第 6 に定める許可の基準を適用することにより、歴史的風致の維持、形成を図る。

オ 環境物件として特に定めた自然物等については、保存地区の歴史的風致を維持するものとして保存し、必要に応じて復旧する。

カ 環境物件以外の環境要素については、別表第 5 に定める基準により修景し、または別表第 6 に定める許可の基準を適用することにより、歴史的風致の維持、形成を図る。

(3) 周辺環境の保全

保存地区は周辺を海岸線や丘陵地に囲まれている。これらの自然環境は集落の町並みと一体になって黒島の町並み景観を形成していると考えられ、公共事業も含めた開発行為を適切に誘導する必要があるため、景観法や景観条例などを用いて保全に努める。

5. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

保存条例第 1 2 条の規定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、輪島市伝統的建造物群保存地区に関する補助金の交付規則を別に定める。

ア 伝統的建造物の修理事業のうち、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な外観及び屋根の修理に要する経費。

なお、伝統的建造物の構造耐力に関わる主要な部分について必要があると認められる修理及び防災上構造耐力を増すために必要があると認められる補強に要する経費については、これを含めることができる。この場合において、構造耐力に関わる主要な部分とは、基礎、耐力壁（内部の表面仕上げを

除く。)、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床組及び横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))とする。

イ 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え、もしくは色彩の変更を行う事業のうち、保存地区の歴史的風致と調和するために必要な外観及び屋根の修景に要する経費。

ウ 環境物件の復旧又は環境物件以外の環境要素の整備を行う事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる行為に要する経費。

エ 伝統的建造物及び環境物件の保存を図るために必要な維持管理等に要する経費。

オ 伝統的建造物の公開・活用等に要する経費。

カ 住民団体や技術職能団体等による保存地区の保存に資する活動に要する経費。

(2) 物資等の提供・斡旋等

保存地区の保存に関し必要があると認められる場合に、物資等の提供や斡旋を行う。

(3) 技術的援助等

保存地区の歴史的風致を維持、向上させるために、修理、復旧、修景等に係る設計相談、資材調達、その他の必要な技術的援助、指導及び助言を行う。

(4) 固定資産税等の軽減

保存地区内の土地及び家屋に係る固定資産税の軽減を図る。

(5) 顕彰及び普及啓発

ア 顕彰

伝統的建造物の保存や活用、伝統的建造物以外の建造物の修景、環境を構成する物件の整備を含め、特に保存地区に相応しい優れた事業を実施した個人、団体、事業所等に対して、その功績の顕彰に努める。

イ 普及啓発

歴史的風致を維持、向上させるとともに、良好な生活環境の形成を円滑に進めるために、市民、事業者、来街者に対する普及啓発に努める。

6. 保存地区の保存のために必要な施設や設備の整備及び環境の整備

(1) 保存地区の愛護を促進するための施設、設備

保存地区に対する地区住民や来訪者の理解を深めるため、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。また、空き家等を利用して、来訪者へ地区の保存やまちづくりに関する様々な情報を提供するとともに、伝統的建造物の保存活用や管理、一般建造物の修景等の相談、指導を行うことを検討する。

(2) 防災のための施設、設備等

保存地区を対象とした防災計画を策定し、災害に対する安全性の確保を図る。特に木造建築物の防火に重点を置き、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の難燃化、暖房・厨房設備の安全化等を進める。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、地区内の公共の場での禁煙化を進め、防災意識の啓発と初期消火体制等の充実を図る。

地震に対しては、所有者に対して管理の徹底を奨励すると共に、保存修理の実施とあわせて適切な構造補強を行うよう指導、助言を行い、地区全体の耐震性の向上を図る。

古い石垣や斜面などは、地震や大雨による崩壊の危険が考えられるため、安全度の点検を行うとともに、石垣の安定化、斜面林の保全、排水路の確保などを旨とする。また、廃屋や板塀などで老朽化が著しいものについては早急に対策を講じる。

(3) 環境の整備等

保存地区では、建造物及び環境を構成するその他の物件の保存整備を進めるほか、住民の生活の場であることを考慮しながら、電柱・架線等の移設または整理、住民用駐車場やごみ収集場の修景または適切な場所への移設・設置を誘導する等、良好な居住環境の創出に努める。

また、来訪者に向けての駐車場の整備や、住民のプライバシーの保護などにも努める。

7. 保存地区の活性化とまちづくり計画

(1) 住民主体のまちづくり

保存地区を地区住民にとって住みやすい環境に整備しつつ、歴史的風致の維持及び向上を図るためには、住民が主体性をもってまちづくりに参加する必要がある。そのためには、黒島地区の住民や事業者が地区の保存のために自ら考え行動するまちづくり活動、地区住民を中心としたまちづくり組織の設立と運営、住民主体のまちづくりの仕組みの創設等を支援する。また、生活環境の向上及び地区の持続的な保存に寄与する住民主体のまちづくり活動を促進するための新規事業の導入や施設整備などに努める。

(2) 伝統的建造物の活用

保存地区内には、現在公開施設として機能している伝統的建造物はなく、今後は伝統的建造物の内部の公開や活用を進める。伝統的建造物は、黒島に関係する産業・文化・民俗・歴史等を伝える資料や物品等の展示を行う資料館や、来訪者に対する情報発信拠点・地域文化の体験施設などへの整備・活用を行う。

(3) 周辺地区の整備

黒島地区の伝統的な環境の保全のためには、周辺地区の整備もあわせて行っていく必要がある。そのためには、周辺地区に対しては景観法に基づく景観計画と一体となった景観の整備を進めていき、あわせて店舗や飲食店等の計画的な誘導やまちづくりへの参画の仕組みを検討する。また、保存地区周辺の

海岸や丘陵部なども保存地区と連携を図り、整備していくことを目指す。

(4) 地域経済活動の活性化

黒島地区の伝統的環境を持続的に維持していくためには、そこで営まれる生活や経済活動が健全な形で保存されていくことが必要である。そのためには、保存地区ばかりでなく、周辺を含む経済地区を設定し、喫茶店・レストラン・伝統工芸品の展示販売施設等を誘致し、観光や商業の振興に努める。また、それらの観光や商業による収入が地域住民などに還元される仕組みを作ることを推奨する。特に、黒島の地域文化に根付いた食品や土産物などの特産品や黒島や北前船の名称を冠した銘柄品の開発、また黒島を紹介する書籍・資料の刊行、さらには黒島の伝統文化を発信できるような祭りの開催など、地区に経済効果を生むような活動を推奨する。さらには、経済活動によって得られる資金を「まちづくり資金」としてまちの生活環境向上のために効率的に運用していかれるような仕組みづくりを推奨する。

別表第1 建築物

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
1	002	主屋	1棟	黒島町 イ 79
2	004-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 77 - 2
3	007-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 76 - 1
4	008-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 75
5	010	主屋	1棟	黒島町 イ 7
6	013-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 69
7	014-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 68
8	017-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 36
9	021	主屋	1棟	黒島町 イ 17
10	021-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 17
11	022	主屋	1棟	黒島町 イ 40
12	022-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 40
13	023	主屋	1棟	黒島町 イ 42
14	028	主屋	1棟	黒島町 イ 95
15	029-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 97 - 甲
16	031-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 66
17	032-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 103
18	033	主屋	1棟	黒島町 1 7 - 8
19	054	土蔵	1棟	黒島町 イ 43
20	056-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 46
21	058-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 51
22	059	主屋	1棟	黒島町 イ 64
23	061	主屋	1棟	黒島町 イ 62
24	061-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 62
25	064-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 59
26	066	主屋	1棟	黒島町 イ 57
27	067	主屋	1棟	黒島町 イ 55
28	067-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 55
29	068	主屋	1棟	黒島町 イ 53
30	068-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 53
31	068-3	土蔵	1棟	黒島町 イ 50
32	069-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 108
33	071-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 112
34	072-2	土蔵	1棟	黒島町 イ 118
35	078-2	土蔵	1棟	黒島町 口 86
36	080-2	土蔵	1棟	黒島町 口 93
37	083	主屋	1棟	黒島町 口 89
38	083-2	土蔵	1棟	黒島町 口 89

別表第1 建築物

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
39	084-1	主屋	1棟	黒島町 □ 94
40	084-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 94
41	084-3	土蔵	1棟	黒島町 □ 94
42	084-4	土蔵	1棟	黒島町 □ 94
43	084-5	土蔵	1棟	黒島町 □ 94
44	094	主屋	1棟	黒島町 □ 107
45	094-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 107
46	101	主屋	1棟	黒島町 □ 5
47	104	主屋	1棟	黒島町 □ 83
48	105-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 81
49	106	主屋	1棟	黒島町 □ 9
50	106-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 9
51	107	主屋	1棟	黒島町 □ 10
52	109-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 77
53	110	主屋	1棟	黒島町 □ 75, 76
54	110-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 75, 76
55	112	土蔵	1棟	黒島町 □ 74
56	115	主屋	1棟	黒島町 □ 73
57	117	本堂	1棟	黒島町 □ 19
58	118	本堂	1棟	黒島町 □ 20
59	123-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 121 - 1
60	128-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 131
61	129	土蔵	1棟	黒島町 □ 133
62	130	土蔵	1棟	黒島町 □ 140
63	133	土蔵	1棟	黒島町 □ 70
64	135	主屋	1棟	黒島町 □ 69
65	135-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 69
66	136	主屋	1棟	黒島町 □ 67
67	136-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 67
68	139-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 65
69	147	主屋	1棟	黒島町 □ 37
70	151	土蔵	1棟	黒島町 □ 44
71	152	主屋	1棟	黒島町 □ 45
72	154	主屋	1棟	黒島町 □ 48
73	154-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 48
74	158	本堂	1棟	黒島町 □ 24
75	163	主屋	1棟	黒島町 □ 148
76	163-2	土蔵	1棟	黒島町 □ 148

別表第1 建築物

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
77	164	主屋	1棟	黒島町 口 150
78	164-2	土蔵	1棟	黒島町 口 150
79	165-2	土蔵	1棟	黒島町 八 1
80	166	主屋	1棟	黒島町 八 2
81	166-2	土蔵	1棟	黒島町 八 2
82	166-3	土蔵	1棟	黒島町 八 2
83	166-4	土蔵	1棟	黒島町 八 2
84	167-2	土蔵	1棟	黒島町 八 3 - 2
85	168-2	土蔵	1棟	黒島町 八 4
86	169-2	土蔵	1棟	黒島町 八 5
87	169-3	土蔵	1棟	黒島町 八 5
88	169-4	土蔵	1棟	黒島町 八 5
89	169-5	土蔵	1棟	黒島町 八 5
90	170	主屋	1棟	黒島町 八 62
91	170-2	土蔵	1棟	黒島町 八 62
92	170-3	土蔵	1棟	黒島町 八 62
93	171	主屋	1棟	黒島町 八 60
94	171-2	土蔵	1棟	黒島町 八 60
95	171-3	土蔵	1棟	黒島町 八 60
96	176	主屋	1棟	黒島町 口 53 - 1
97	176-2	土蔵	1棟	黒島町 口 53 - 1
98	180	主屋	1棟	黒島町 八 161
99	182	主屋	1棟	黒島町 八 158
100	185	主屋	1棟	黒島町 八 100
101	190	主屋	1棟	黒島町 八 93
102	191	主屋	1棟	黒島町 八 94
103	198	主屋	1棟	黒島町 八 7 - 1
104	198-2	土蔵	1棟	黒島町 八 7 - 1
105	199	主屋	1棟	黒島町 八 8
106	199-2	土蔵	1棟	黒島町 八 8
107	199-3	土蔵	1棟	黒島町 八 8
108	200	主屋	1棟	黒島町 八 9
109	200-2	土蔵	1棟	黒島町 八 9
110	202-2	土蔵	1棟	黒島町 八 54
111	203-2	土蔵	1棟	黒島町 八 53
112	205-2	土蔵	1棟	黒島町 八 50
113	207-2	土蔵	1棟	黒島町 八 13
114	207-3	土蔵	1棟	黒島町 八 13

別表第1 建築物

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
115	209-2	土蔵	1棟	黒島町 八 18
116	210-2	土蔵	1棟	黒島町 八 20
117	211	主屋	1棟	黒島町 八 24
118	211-2	土蔵	1棟	黒島町 八 24
119	213	主屋	1棟	黒島町 八 28
120	213-2	土蔵	1棟	黒島町 八 28
121	214	主屋	1棟	黒島町 八 29
122	214-2	土蔵	1棟	黒島町 八 29
123	216-2	土蔵	1棟	黒島町 八 36 - 甲
124	217-2	土蔵	1棟	黒島町 八 37 - 甲
125	222	主屋	1棟	黒島町 八 17
126	222-2	土蔵	1棟	黒島町 八 14 - 2
127	228-2	土蔵	1棟	黒島町 八 32
128	229	主屋	1棟	黒島町 八 33
129	233	主屋	1棟	黒島町 1 1 - 6
130	237	主屋	1棟	黒島町 1 1 - 1
131	250-2	土蔵	1棟	黒島町 八 49
132	251	主屋	1棟	黒島町 八 48
133	251-2	土蔵	1棟	黒島町 八 48
134	253	主屋	1棟	黒島町 八 46
135	253-2	土蔵	1棟	黒島町 八 46
136	253-3	土蔵	1棟	黒島町 八 46
137	256	主屋	1棟	黒島町 口 43 - 1
138	256-2	土蔵	1棟	黒島町 八 43 - 1
139	258-2	土蔵	1棟	黒島町 八 74
140	260-2	土蔵	1棟	黒島町 八 76
141	261	主屋	1棟	黒島町 八 78 - 1
142	262-2	土蔵	1棟	黒島町 八 79
143	267	主屋	1棟	黒島町 八 89
144	269-2	土蔵	1棟	黒島町 八 87
145	279	主屋	1棟	黒島町 八 128
146	279-2	土蔵	1棟	黒島町 八 128
147	284	社殿	1棟	黒島町 口 15 - 1
148	284-2	土蔵	1棟	黒島町 口 15 - 1

別表第2 工作物

	保存計画番号	種別	員数	種別詳細	所在地
1	工-001	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 イ 76 - 1
2	工-004	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 イ 68
3	工-006	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 イ 42
4	工-007	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 イ 105
5	工-008	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 イ 27
6	工-009	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 イ 43
7	工-011	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 イ 46
8	工-012-1	門	1式		門前町黒島町 イ 46
9	工-012-2	塀	1式	板塀	門前町黒島町 イ 46
10	工-014	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 イ 51
11	工-015	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 イ 65
12	工-017	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 イ 62
13	工-018	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 イ 65
14	工-019-1	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 イ 53
15	工-019-2	塀	1式	板塀	門前町黒島町 イ 53
16	工-023	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 □ 86
17	工-024	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 □ 87
18	工-027	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 □ 94
19	工-028	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 □ 94
20	工-029-1	塀	1式		門前町黒島町 □ 94
21	工-029-2	門	1式		門前町黒島町 □ 94
22	工-035	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 □ 97 - 1
23	工-036	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 □ 107
24	工-039	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 □ 7
25	工-043-1	門	1式		門前町黒島町 □ 79 - 1
26	工-043-2	石段	1式		門前町黒島町 □ 79 - 1
27	工-044	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 □ 77
28	工-045	塀	1式	板塀	門前町黒島町 □ 76
29	工-046	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 □ 76
30	工-047	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 □ 75
31	工-048-1	石垣	1式	亀甲積み	門前町黒島町 □ 74 - 1
32	工-048-2	塀	1式		門前町黒島町 □ 74 - 1
33	工-049	門	1式		門前町黒島町 □ 74 - 1
34	工-050	石造物	1基	石碑	門前町黒島町 □ 15 - 1
35	工-051	石段	1式		門前町黒島町 □ 15 - 1
36	工-052	石段	1式		門前町黒島町 □ 15 - 1
37	工-053	鳥居	1式		門前町黒島町 □ 15 - 1
38	工-054	石造物	2基	灯笼	門前町黒島町 □ 15 - 1

別表第2 工作物

	保存計画番号	種別	員数	種別詳細	所在地
39	工-055	石造物	2基	灯籠	門前町黒島町 口 15 - 1
40	工-056	石造物	2基	狛犬	門前町黒島町 口 15 - 1
41	工-059	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 73
42	工-061	鐘楼	1式		門前町黒島町 口 19
43	工-062	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 19
44	工-063	鐘楼	1式		門前町黒島町 口 20
45	工-064	石造物	1基	石碑	門前町黒島町 口 20
46	工-065	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 20
47	工-071	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 口 123 - 1
48	工-072	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 131
49	工-074	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 140
50	工-075	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 140
51	工-076	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 144
52	工-077	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 145
53	工-079	石垣	1式	石段・石積み	門前町黒島町 口 70 - 2
54	工-070-1	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 122
55	工-070-2	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 121 - 1
56	工-080	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 70 - 2
57	工-081	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 口 70 - 1
58	工-082	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 70 - 1
59	工-083	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 口 66 - 甲
60	工-084	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 65
61	工-085	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 口 64
62	工-087	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 54
63	工-088	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 口 24
64	工-089	鐘楼	1式		門前町黒島町 口 24
65	工-090	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 口 42
66	工-091	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 51
67	工-092	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 口 37
68	工-093	石造物	1基	石碑	門前町黒島町 八 62
69	工-094-1	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 62
70	工-098	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 163 - 2
71	工-095	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 60
72	工-096	塀	1式	板塀	門前町黒島町 八 60
73	工-099	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 162
74	工-100	石垣	1式	亀甲積	門前町黒島町 八 161
75	工-101-1	塀	1式	板塀	門前町黒島町 八 161
76	工-101-2	門	1式		門前町黒島町 八 161

別表第2 工作物

	保存計画番号	種別	員数	種別詳細	所在地
77	工-102	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 101
78	工-103	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 96
79	工-108	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 55
80	工-109	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 54
81	工-110	塀	1式	板塀	門前町黒島町 八 54
82	工-111	塀	1式	板塀	門前町黒島町 八 52
83	工-112	塀	1式	板塀	門前町黒島町 八 50
84	工-116-1	門	1式		門前町黒島町 八 13
85	工-116-2	塀	1式	板塀	門前町黒島町 八 13
86	工-118	塀	1式	板塀	門前町黒島町 八 23
87	工-120	石造物	1基	石碑	門前町黒島町 1
88	工-122	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 14 - 2
89	工-123	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 48
90	工-124	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 76
91	工-125	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 77 - 1
92	工-126	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 79
93	工-130	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 89 - 1
94	工-131	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 80
95	工-132	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 88
96	工-134	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 110
97	工-135	塀	1式	板塀	門前町黒島町 八 114
98	工-136	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 117
99	工-137	石垣	1式	切り込みはぎ	門前町黒島町 八 118
100	工-139	塀	1式	板塀	門前町黒島町 八 128
101	工-140	石垣	1式	打ち込みはぎ	門前町黒島町 八 128

■別表第3 環境物件

No.	保存計画番号	種別	員数	詳細種別	所在地
1	環-001	庭園	1式		黒島町 イ 64
2	環-002	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 イ 64
3	環-003	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 イ 62
4	環-004	庭園	1式		黒島町 イ 55
5	環-005	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 イ 55
6	環-006	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 イ 53
7	環-007	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 ロ 10
8	環-008	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 ロ 94
9	環-009	庭園	1式		黒島町 ロ 74
10	環-010	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 ロ 69
11	環-011	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 ロ 107
12	環-012	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 ロ 148
13	環-013	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 ハ 2
14	環-014	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 ハ 62
15	環-015	樹木	1式	マツ	黒島町 ハ 8
16	環-016	庭園	1式		黒島町 ハ 8
17	環-017	庭園	1式		黒島町 ハ 5
18	環-018	樹木	1式	よのみ	黒島町 ハ 32
19	環-019	坪庭	1式	ミツボ囲い	黒島町 ハ 46
20	環-020	樹木	1式	マツ	黒島町 ロ 20
21	環-021	樹木	1式	マツ	黒島町 ロ 20

別表第4 修理基準

伝統的建造物の修理は、その外観を維持するため、原則として現状維持または復原修理を基本とする。

別表第5 修景基準（主屋）

1.建物形状	2.構造	3.位置・軒高	4.屋根及び下屋	5.外壁及び開口部	6.材料	7.色彩
平入り 平屋型	木造平屋建て、平入りを原則とする。	外壁の位置及び軒線は伝統的建造物に揃える。	屋根は切妻で黒瓦葺。軒裏は檼及び野地板をあらわしにする。正面下屋は黒瓦葺、軒裏は檼及び野地板をあらわしにし、腕木（持ち送り）構造とする。	外壁は漆喰壁、土壁、押縁下見板張りとする。道路に面した開口部は木製とし、出格子又は平格子を設ける。玄関は大戸又は引き違い格子戸。（さがりを設ける。）	石、木、土、漆喰等の伝統的材料を用いる。	木部は、白木その他これらに類する仕上げの色彩とする。
平入り 二階型	木造二階建て、平入りを原則とする。	外壁の位置及び軒線は伝統的建造物に揃える。	屋根は切妻で黒瓦葺。軒裏は登梁又は腕木構造とし、檼及び野地板をあらわしにする。正面下屋は黒瓦葺、軒裏は檼及び野地板をあらわしにし、腕木（持ち送り）構造とする。	外壁は、漆喰壁、土壁、押縁下見板張りとする。道路に面した開口部は木製とし、一階は出格子又は平格子を設ける。玄関は大戸又は引き違い格子戸。低平入りは二階両端に袖壁を設ける。（さがりを設ける。）	石、木、土、漆喰等の伝統的材料を用いる。	木部は、白木その他これらに類する仕上げの色彩とする。
妻入り型	木造、妻入りを原則とする。	外壁の位置及び軒線は伝統的建造物に揃える。	屋根は切妻で黒瓦葺。軒裏は檼及び野地板をあらわしにする。正面下屋は黒瓦葺、軒裏は檼及び野地板をあらわしにし、腕木（持ち送り）構造とする。	外壁は、漆喰壁、土壁、押縁下見板張りとする。三角形の妻壁は、化粧束をあらわしにして、漆喰塗とする。道路に面した開口部は木製とし、一階は出格子又は平格子とする。玄関は木製の大戸又は引き違い格子戸。（さがりを設ける。）	石、木、土、漆喰などの伝統的材料を用いる。	木部は、白木その他これらに類する仕上げの色彩とする。
入母屋型	木造、入母屋造妻入りを原則とする。	外壁の位置及び軒線は伝統的建造物に揃える。	屋根は入母屋で黒瓦葺。軒裏は檼及び野地板をあらわしにする。正面下屋は黒瓦葺、軒裏は檼及び野地板をあらわしとする。	外壁は、漆喰壁、土壁、下見板張りとする。道路に面した開口部は木製とし、玄関は木製の大戸又は引き違い格子戸。	石、木、土、漆喰などの伝統的材料を用いる。	木部は、白木その他これらに類する仕上げの色彩とする。

※（ ）内の項目は必ずしも必要ではないが、設けることが望ましい。

別表第5 修景基準（付属屋）

1.建物形状	2.構造	3.位置・軒高	4.屋根及び下屋	5.外壁及び開口部	6.材料	7.色彩
土蔵型	土蔵造を原則とする。	外壁の位置及び軒線は伝統的建造物に揃える。	屋根は切妻で黒瓦葺。軒裏は檜及び野地板をあらわしにする。	外壁は、漆喰壁、土壁、下見板張りとし、道路に面した開口部は土扉又は木製とする。	石、木、土、漆喰等の伝統的材料を用いる。	木部は、白木その他これらに類する仕上げの色彩とする。
納屋型	木造を原則とする。	外壁の位置及び軒線は伝統的建造物に揃える。	屋根は切妻で黒瓦葺。軒裏は檜及び野地板をあらわしにする。	外壁は、漆喰壁、土壁、下見板張りとし、道路に面した開口部は木製とする。	石、木、土、漆喰等の伝統的材料を用いる。	木部は、白木その他これらに類する仕上げの色彩とする。

別表第5 修景基準（工作物・環境物件）

工作物	門、塀	木製の門、塀とする。板塀は縦板張りを基本とし、上部に透かしを設け、連子もしくは襷(たすき)を入れる。頂部は笠木もしくは冠瓦を伏せる。
	土留、石垣	道路境界及び敷地境界は自然石の縁石、もしくは自然石の石積とする。
環境物件	樹木	前面道路から見える樹木は、類例に倣い伝統的なものとする。
	生垣	生垣は整形刈り込みとし、樹種は耐火性の高いモッコク、サンゴジュ、ツバキ、サザンカ、ネズミモチのいずれかとする。
	庭園	前面道路から見える庭園及びミツボガコイの庭園は、類例に倣い伝統的なものとする。
その他	駐車場	屋根付き駐車場は、主屋に組み込む場合は主屋の修景基準に従い、別棟とする場合は付属屋の修景基準に従う。

別表第6 許可基準

区分	項目	内容
敷地	地盤高さ	・地盤高は既存敷地高さを基本とし、周囲の伝統的な建築物の敷地とそろえる。
建築物 (主屋)	用途	・建築物の用途は、伝統的建築物群の保存または保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとする。
	位置	・道路、通路に面する外壁の壁面の位置、軒線の高さは周囲の町並みとそろえる。
	構造	・原則として、木造軸組工法とする。
	高さ	・階数は原則として2階建て以下とする。
	屋根	・屋根勾配は原則として4寸～5寸とし、片流れ屋根は認めない。 ・主屋は和瓦葺きとし、色彩は黒または黒系とする。
	庇	・庇は主屋と同じ和瓦葺きか、金属板、木板等とし、周辺の町並みと調和した、落ち着いた色彩を基調とする。
	外壁	・木、土、漆喰等伝統的自然素材を使用するか、これに準じた材料を使用する。 ・道路、通路に面する外壁には、押し縁下見板張りの使用に努める。なお、外壁の上壁等を漆喰仕上げにする等の場合はこの限りではない。 ・伝統的自然素材の素地の色彩をそのまま活かすか、周辺の町並みと調和した、落ち着いた色彩を基調とする。
	開口部 建具	・建物正面道路側の開口部には、格子戸または格子の使用に努める。 ・建具は木製、または金属製とし、町並みと調和した落ち着いた色彩を基調とする。
	設備	・道路、通路に面する設備機器は、道路、通路から直接見えないようにするか、囲いの設置や塗装によって、周囲の景観と調和させる。
建築物 (土蔵)	構造	・原則、木造軸組工法とする。
	高さ	・階数は原則として2階建て以下とする。
	屋根	・屋根は切り妻屋根とする。 ・屋根材料は、主屋に合わせる。
	外壁	・土壁または漆喰塗りとするか、これに準じた仕上げとする。
建築物 (納屋等)	構造	・原則として木造軸組工法によるものとする。
	高さ	・原則として平屋とする。
	屋根	・原則として主屋に合わせる。
	外壁	・原則として主屋に合わせる。
工作物等	擁壁 土留	・擁壁や土留めを設置する場合は、自然石積みの基本とする。 ・やむを得ずコンクリートを使用する場合は、一体型の擁壁とせず、間知積み等を基本とする。
	門塀	・設置する場合は、周辺の町並みとの調和に配慮する。 ・塀は縦板張りの板塀を基本とし、ブロック塀、コンクリート塀、金属製の塀は認めない。
	広告物	・敷地内の広告物は自家広告物のみを認める。 ・下屋上を除き屋上広告物は設置しない。 ・ネオンサインは設置しない。 ・看板の材料は、木、金属、ガラス等を基本とし、周辺の町並みと調和した落ち着いた色彩を基調とし、原色は認めない。
車庫・駐車場	・建造物に組み込んだ車庫とするか、駐車車両が直接、通路から見えにくくなるよう板塀等で囲う。	
庭園 樹木 生け垣	・道路から見える庭園は和風とする。 ・別に定める延焼防止上必要な空地に面した部分の樹木、生け垣は不燃樹種とする。既存樹の保存に努める。	
その他	・自動販売機等は、道路、通路に直接面して設置しないか、見えにくくなるよう配慮する。 ・ゴミ集積のための施設は、ネットやシートだけの場合以外は、高さ90cm以上、180cm以内の板塀で囲む。	

別図第1 保存地区の範囲図

S1/3000

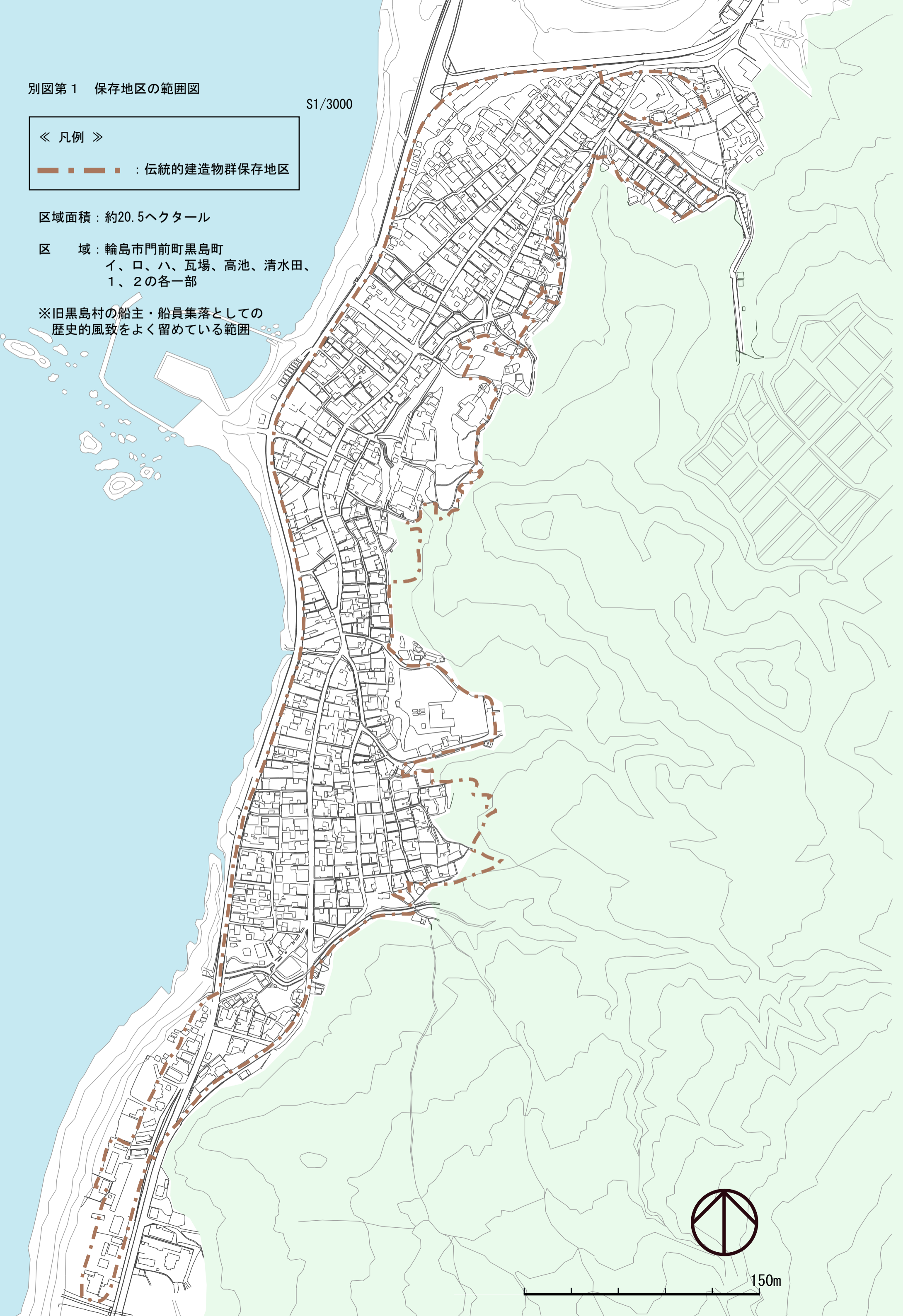
◀ 凡例 ▶

— — — — — : 伝統的建造物群保存地区

区域面積：約20.5ヘクタール

区 域：輪島市門前町黒島町
イ、ロ、ハ、瓦場、高池、清水田、
1、2の各一部

※旧黒島村の船主・船員集落としての
歴史的風致をよく留めている範囲

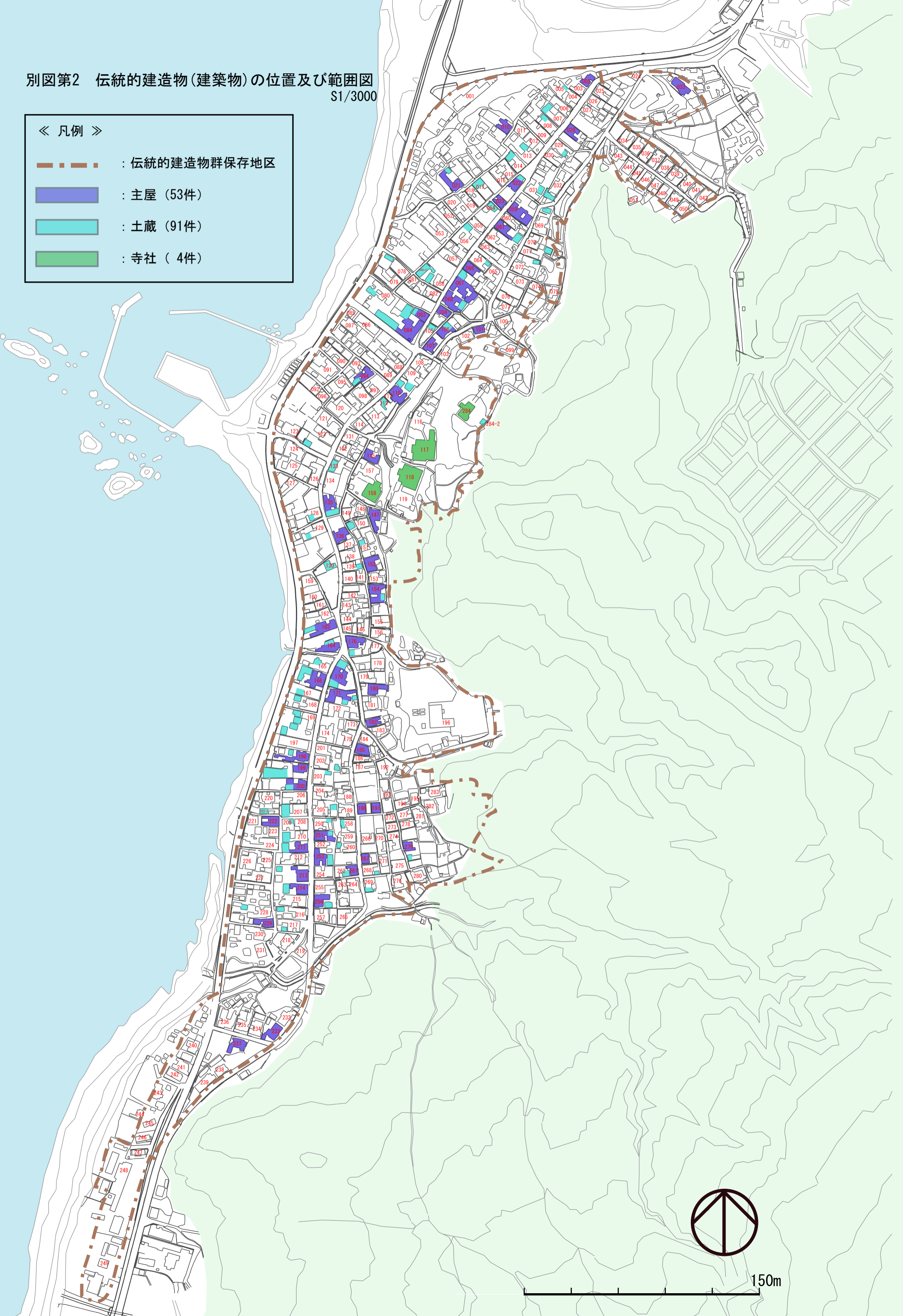


150m

別図第2 伝統的建造物(建築物)の位置及び範囲図
S1/3000

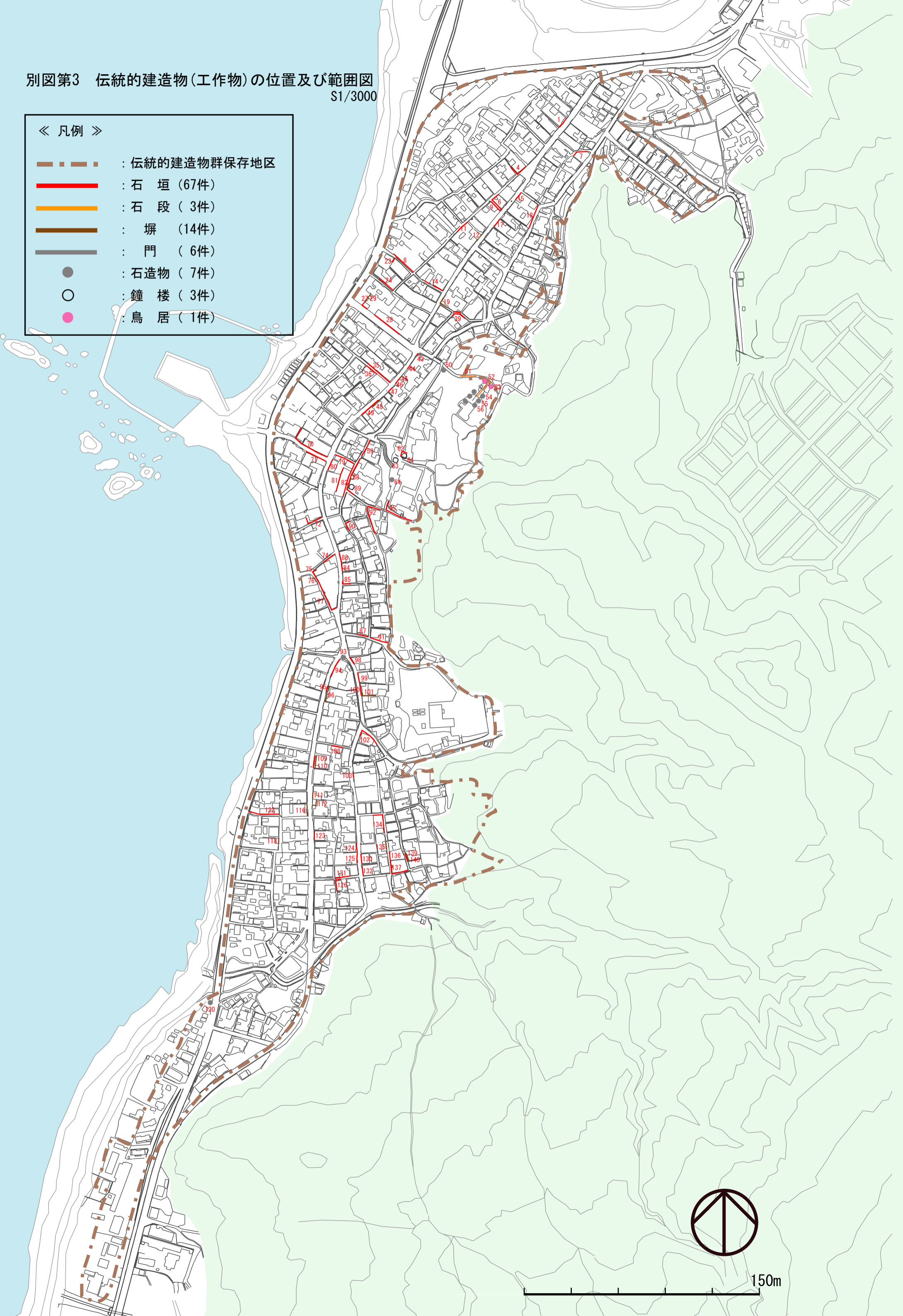
《 凡例 》

- — — — — : 伝統的建造物群保存地区
- (紫) : 主屋 (53件)
- (水色) : 土蔵 (91件)
- (緑) : 寺社 (4件)



別図第3 伝統的建造物(工作物)の位置及び範囲図
S1/3000

- 《 凡例 》
- — — — — : 伝統的建造物群保存地区
 - — — — — : 石垣 (67件)
 - — — — — : 石段 (3件)
 - — — — — : 塀 (14件)
 - — — — — : 門 (6件)
 - : 石造物 (7件)
 - : 鐘楼 (3件)
 - : 鳥居 (1件)



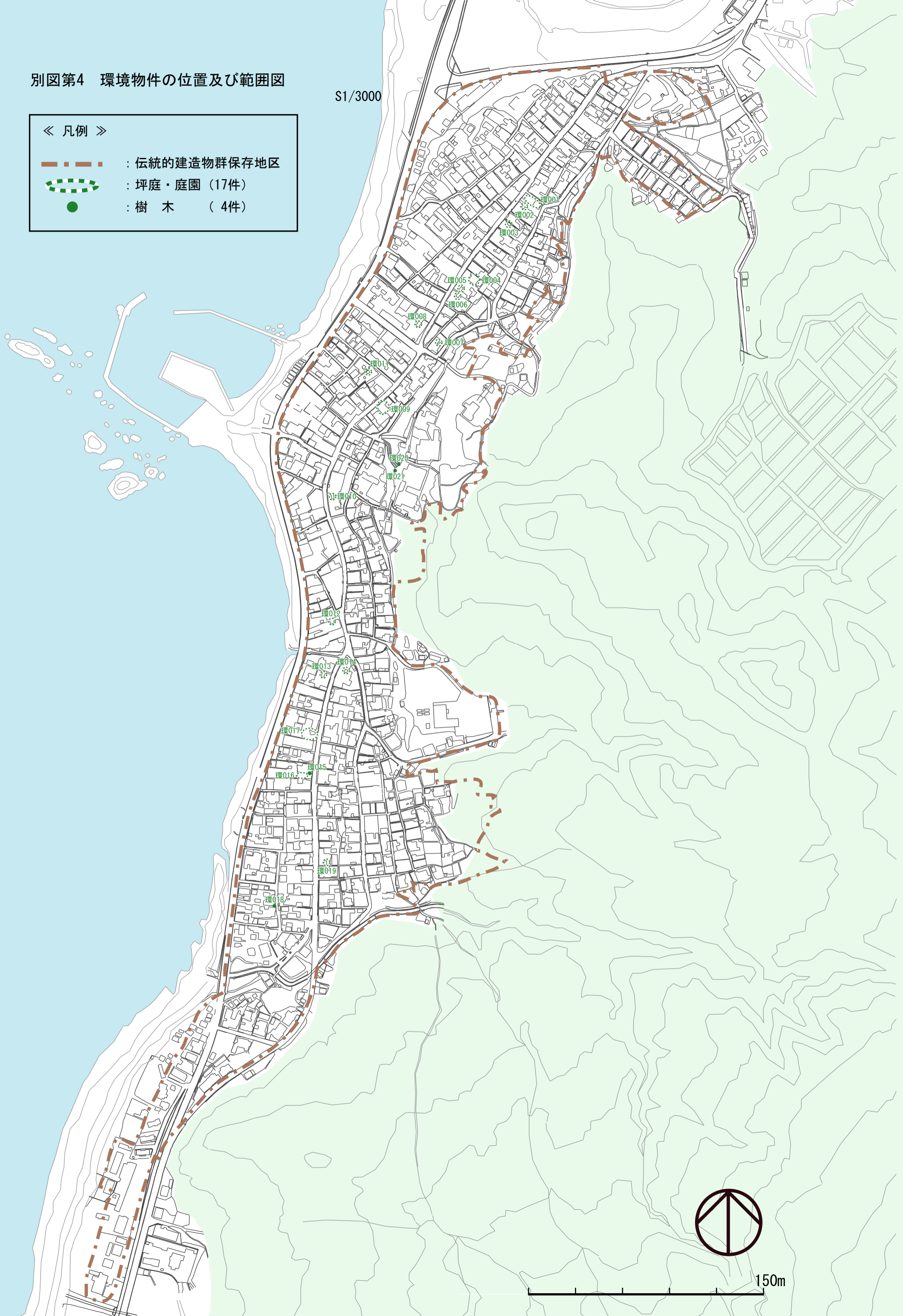
150m

別図第4 環境物件の位置及び範囲図

S1/3000

《 凡例 》

- — — — — : 伝統的建造物群保存地区
- ○ ○ ○ ○ : 坪庭・庭園 (17件)
- : 樹木 (4件)



150m

資料 1

修理・修景事業の進め方

輪島市教育委員会

目 次

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 現状変更行為の届出・許可 | 資料 1 - 1 |
| 2. 補助対象物件の選定等 | 資料 1 - 1 |
| (1) 補助対象物件の条件 | |
| (2) 補助対象物件選定に係る基準 | |
| 3. 補助申請の基本的な手続きの流れ | 資料 1 - 2 |
| 4. 支援（補助金交付）制度の概要と補助率・補助限度額 | 資料 1 - 3 |
| 5. 修景イメージ図 | 資料 1 - 4 |
| (1) 平入平屋型 | |
| (2) 平入二階型 | |
| (3) 妻入型 | |
| (4) 入母屋型 | |

1. 現状変更行為の届出・許可

輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区（以下、黒島伝建地区という。）内で建築工事や宅地の造成などを行う場合には、事前に輪島市に届出をして、許可を受けることが必要になります。ただし、外観を変更することのない内部の改修や日常の管理、災害に対する緊急措置などは、許可を受ける必要はありません。

届出・許可が必要な行為

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て又は干拓

2. 補助対象物件の選定等

(1) 補助対象物件の条件

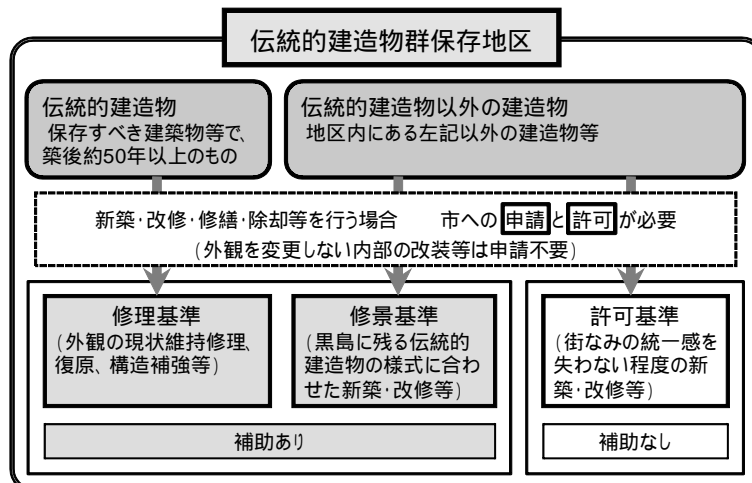
黒島伝建地区内のすべての建築物について、新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え若しくは色彩の変更のための行為を行う場合には、伝統的建造物は修理基準を、それ以外の建造物は修景基準を満たさなければ補助を受けることはできません。また、伝統的建造物、それ以外の建造物ともに、許可基準を満たしていない場合は、行為の許可を受けることができません。

工事を行おうとする場合は、施主、設計者、輪島市の間で、計画内容や工期について十分に相談して決める必要があるため、なるべく早い段階で輪島市に事前に相談して下さい。

(2) 補助対象物件選定に係る基準

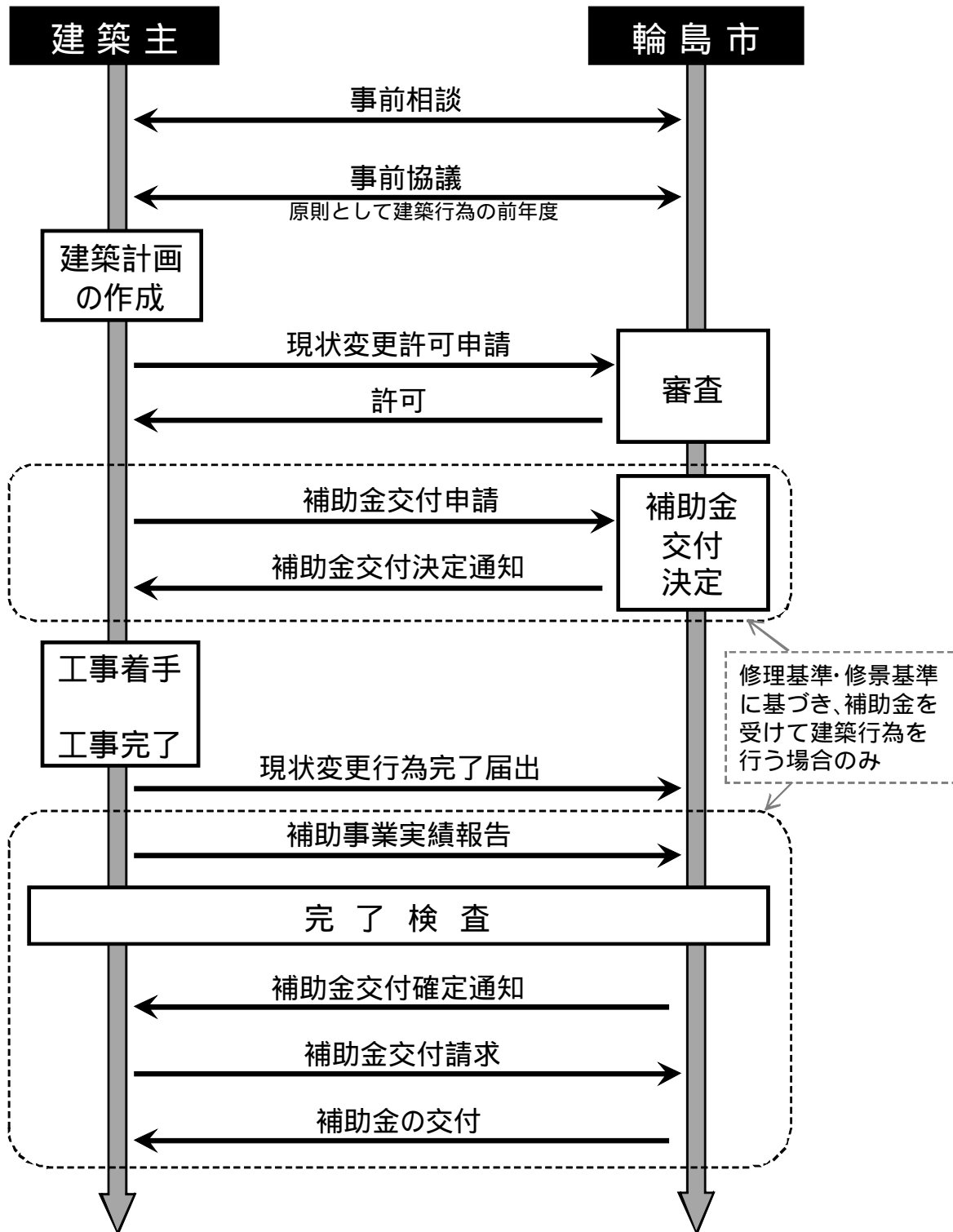
修理しようとする物件の老朽化による緊急度を第一の選定基準とします。その緊急度は、専門家による客観的な調査により、修理を施さない場合の倒壊等の可能性の度合いによります。

緊急度に次いで、申請履歴（補助申請待ちの順番）、整備効果（保存計画の方針に照らした景観上の整備効果）などを選定基準とし、これらを総合的に判断します。



3. 補助申請の基本的な手続きの流れ

届出・許可が必要な行為の届出の流れ、及び補助申請の流れは、以下の図のとおりとなります。なお、修理基準・修景基準を満たして補助金を受ける場合と、許可基準のみを満たして補助金を受けない場合とでは手続きが異なります。



4 支援（補助金交付）制度の概要と補助率・補助限度額

「修理基準」「修景基準」に基づく修理・修景事業やその他の町並み保存のために必要な経費に対し、交付要綱に基づき支援を行います。

事業区分		事業種類	対象事業	補助率	限度額	
伝統的建造物等	伝統的建造物	建築物等の修理	屋根、外壁、建具、格子等及び構造耐力上主要な部分の修理（老朽電気配線の更新を含む）の工事に要する経費	主屋等 80%以内	1,000 万円	
				土蔵 80%以内	600 万円	
				付属屋 80%以内	400 万円	
	建築物等の管理	保存のため必要な自動火災報知設備等、標識、説明板等の整備及び病虫害の防除等の工事に要する経費	主屋等 80%以内	100 万円		
			土蔵 80%以内	60 万円		
			付属屋 80%以内	40 万円		
工作物の修理	塀、石垣、門等の修理の工事に要する経費	80%以内	300 万円			
		環境物件	環境物件の修理	樹木・庭園・生垣等の復旧の工事に要する経費	80%以内	200 万円
			環境物件の管理	樹木の剪定、枝打ち及び病虫害の防除等の工事に要する経費	50%以内	35 万円
伝統的建造物等以外の建造物等	伝統的建造物以外の建造物	建築物の修景	屋根、外壁、建具、格子等の修景の工事に要する経費	主屋等 70%以内	400 万円	
				土蔵 70%以内	250 万円	
				付属屋 70%以内	150 万円	
	工作物の修景	塀、石垣、門等の修景の工事に要する経費	70%以内	150 万円		
環境要素	環境物件に類する物件の修景	樹木・庭園・生垣等の復旧の工事に要する経費	70%以内	100 万円		
その他	伝統的建造物等の活用		伝統的建造物等の公開に要する経費	50%以内	100 万円	
	伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建造物に空家がある場合の活用		空家に居住するための移転費及び住宅設備の整備に要する経費	50%以内	100 万円	
	保存団体の活動		保存を目的とする住民団体による活動、防災資機材の整備及び維持管理に要する経費	100%以内	50 万円	

工事に要する経費については、設計費、監理費等を含むものとする。

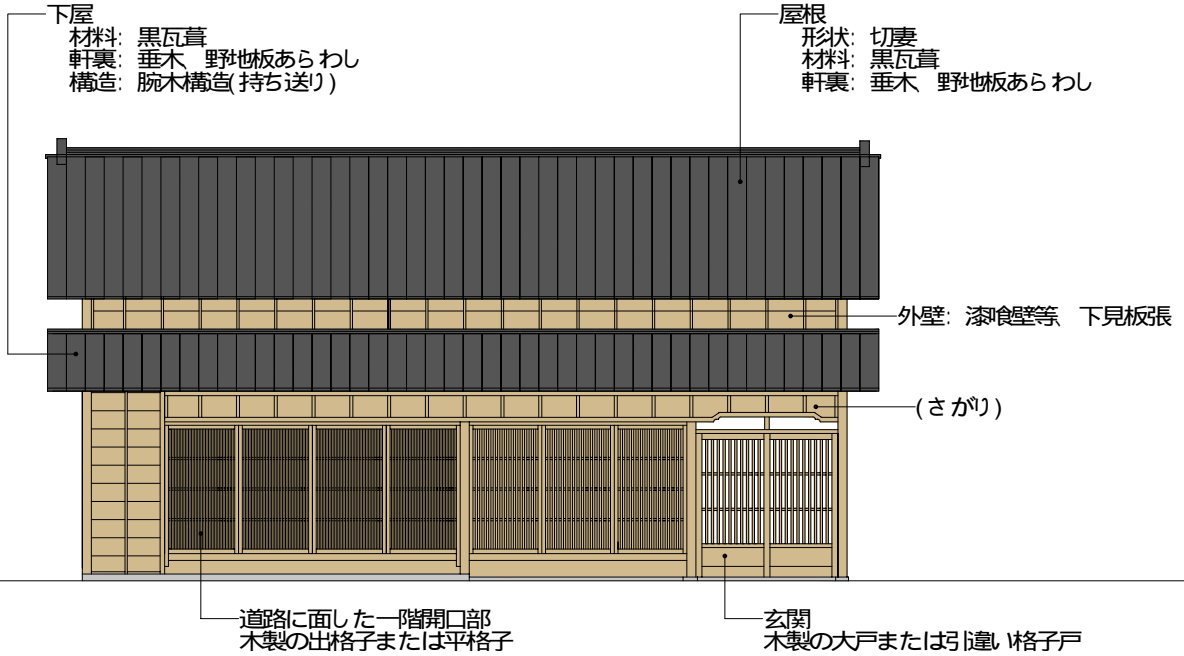
屋根、外壁、建具、格子等の修理又は修景の工事に要する経費には、構造材及び下地材に係る経費を含むものとする。

伝統的建造物等の活用事業並びに伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建造物に空家がある場合の活用事業に係る補助金については、それらの事業を開始する年度のみ交付するものとする。

5. 修景イメージ図

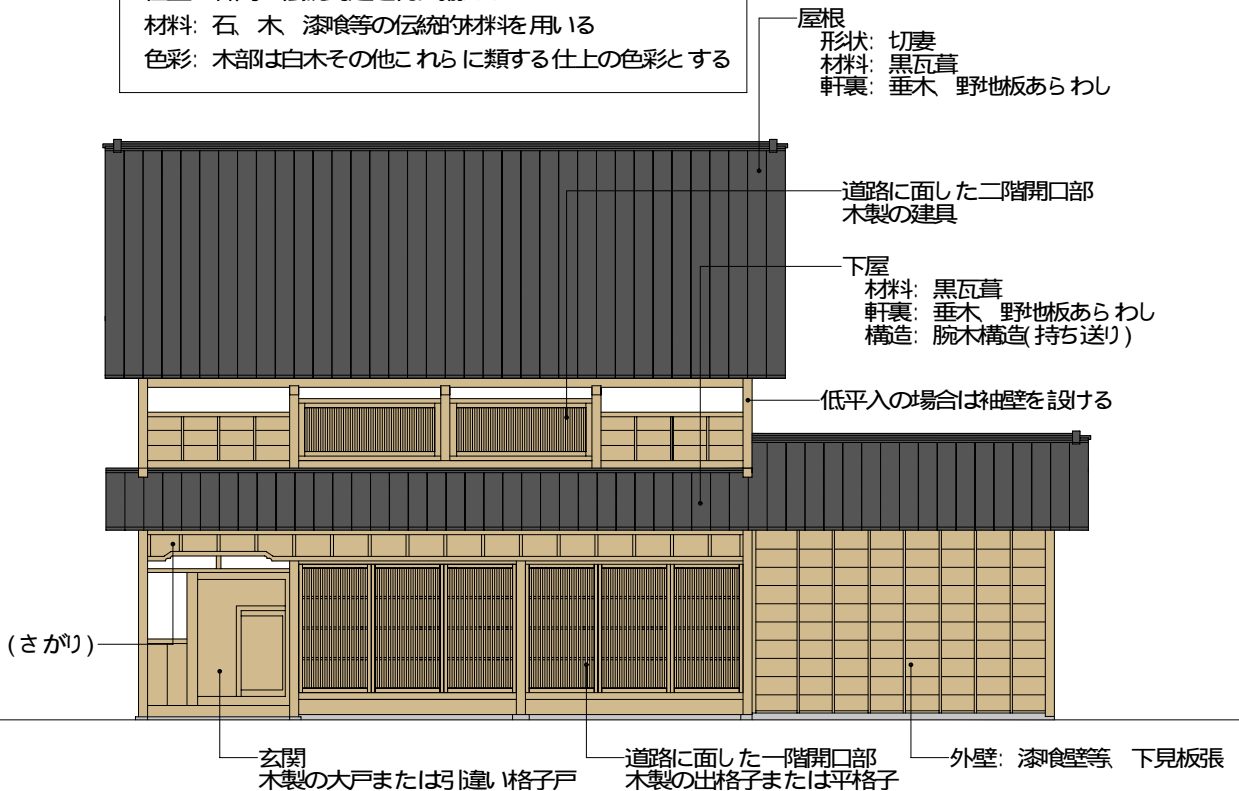
(1) 平入平屋型

構造: 木造平屋切妻造平入
 位置: 軒高: 伝統的建築物に揃える
 材料: 石 木 漆喰等の伝統的素材を用いる
 色彩: 木部は白木その他これらに類する仕上の色彩とする



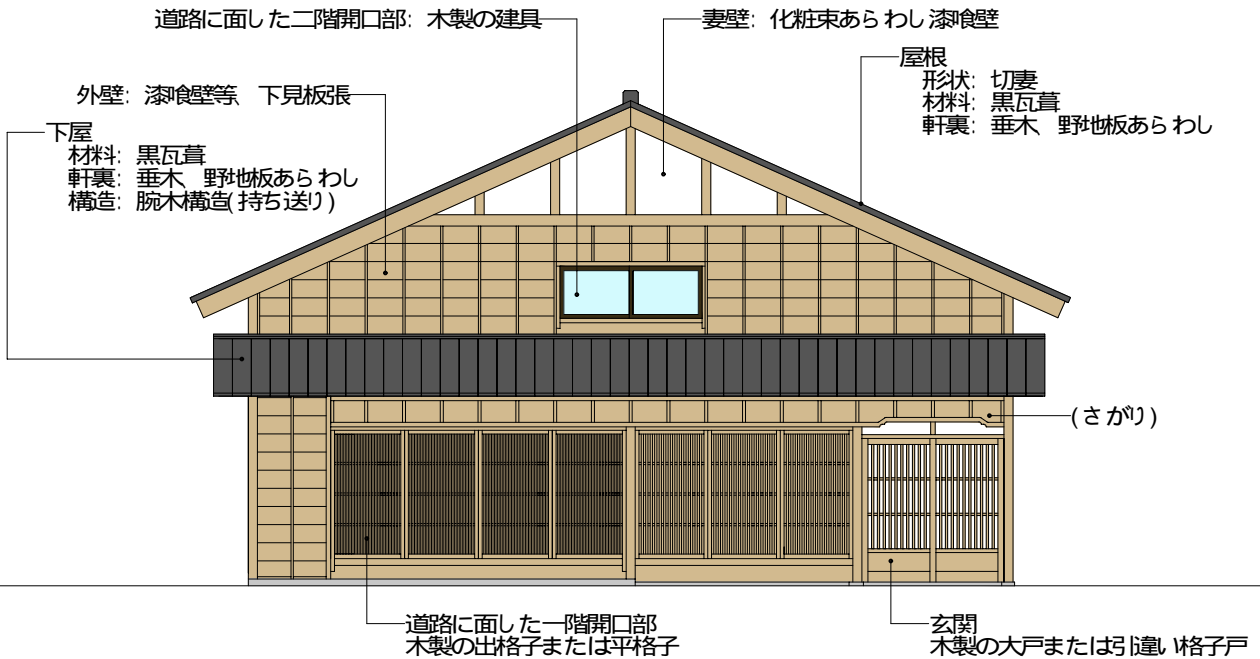
(2) 平入二階型

構造: 木造二階建て切妻造平入
 位置: 軒高: 伝統的建築物に揃える
 材料: 石 木 漆喰等の伝統的素材を用いる
 色彩: 木部は白木その他これらに類する仕上の色彩とする



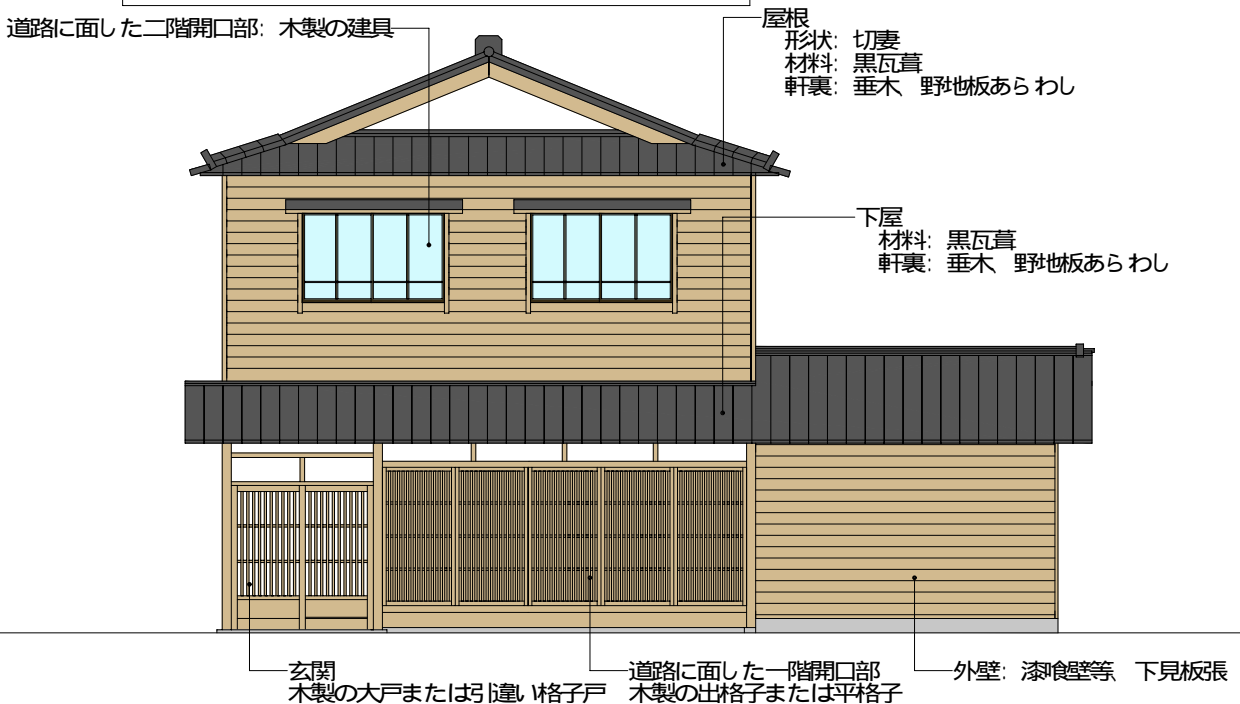
(3) 妻入型

構造: 木造切妻造妻入
位置: 軒高: 伝統的建築物に揃える
材料: 石 木 漆喰等の伝統的素材を用いる
色彩: 木部は白木その他これらに類する仕上の色彩とする



(4) 入母屋型

構造: 木造入母屋造
位置: 軒高: 伝統的建築物に揃える
材料: 石 木 漆喰等の伝統的素材を用いる
色彩: 木部は白木その他これらに類する仕上の色彩とする



資料 2

伝統的建造物群保存地区関係例規等

輪島市教育委員会

目 次

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 1. 輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例 | 資料 2-1 |
| 2. 輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則 | 資料 2-6 |
| 3. 輪島市伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金交付規則 | 資料 2-17 |

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例

(平成 20 年 6 月 27 日条例第 26 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 2 項の規定に基づき、市が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって市の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存地区の決定)

第 3 条 輪島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市の区域内に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、法第 143 条第 2 項の規定により保存地区を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、第 13 条に規定する輪島市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴かなければならない。

3 教育委員会は、保存地区を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会は、保存地区を決定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない。

5 保存地区の決定は、告示することによりその効力を生ずる。

(保存地区の取消し)

第 4 条 教育委員会は、保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該地区の決定を取り消すことができる。

(保存計画)

第 5 条 教育委員会は、保存地区を決定したときは、第 13 条に規定する輪島市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項

(3) 伝統的建造物の保存整備計画に関する事項

(4) 伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物

件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の規制)

第6条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て又は干拓

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下この項において同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 石川県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却(仮設の工作物を除く。)

(イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

(オ) 水面の埋立て又は干拓

3 教育委員会は、第1項の許可を与えるときは、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付

することができる。

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次に掲げる基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建築物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第8条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第6条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならない。

第9条 第6条第1項及び前条の規定は、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第6項各号に規定する行為及びこれらに類する行為で当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして教育委員会で定めるものについては適用しない。この場合において、第6条第1項の許可又は前条の規定による協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第6条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命

じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第6条第1項の許可を受けた者

2 教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、第13条に規定する輪島市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(損失の補償)

第11条 市長は、第6条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(経費の補助等)

第12条 市長は、保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、予算の範囲内において、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(輪島市伝統的建造物群保存地区保存審議会)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、輪島市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第14条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び意見を述べる。

- (1) 第3条第1項の規定による保存地区の決定に関する事項
- (2) 第5条第1項の規定による保存計画の策定に関する事項
- (3) 第10条第1項の規定による処分又は命令に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保存地区の保存等に関する事項

(組織)

第15条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第16条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係地域を代表する者

(委員の任期)

第 17 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(罰則)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 10 条第 1 項の規定による命令に違反した者

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年輪島市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 19 号中「、文化財保護審査会委員」を「、文化財保護審議会委員、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員」に改める。

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(平成 20 年 6 月 27 日教育委員会規則第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 20 年輪島市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為に係る許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書（様式第 1 号）を輪島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (2) 配置図（縮尺 200 分の 1 以上）
- (3) 現状変更行為に関する設計図（縮尺 100 分の 1 以上）及び仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(現状変更行為に係る許可の可否の決定)

第 3 条 教育委員会は、前条の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに許可の可否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による決定をしたときは、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可・不許可決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知しなければならない。

(完了の届出等)

第 4 条 前条第 2 項の規定により許可の決定通知を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了・中止届出書（様式第 3 号）により、教育委員会に届け出なければならない。

(許可標識の掲示)

第 5 条 第 3 条第 2 項の規定により許可の決定通知を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に現状変更行為の許可を示す標識（様式第 4 号）を掲示しておかなければならない。

(協議及び通知)

第 6 条 条例第 8 条の規定による協議をしようとする者にあつては伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議申出書（様式第 5 号）に、条例第 9 条の規定による通知をしようとする者にあつては伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為通知書（様式第 6 号）に第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(適用除外)

第 7 条 条例第 9 条に規定する教育委員会で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川又は同法第 100 条第 1 項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (6) 森林法第 41 条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (8) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- (10) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に関する行為
- (11) 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (12) 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (13) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (14) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業又は都道府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (15) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行に係る行為
- (16) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
- (17) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (18) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (19) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

- (20) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。)及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (22) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)の設置又は管理に係る行為
- (23) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。)及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (24) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (25) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (26) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(審議会の会長及び副会長)

第8条 条例第13条に規定する輪島市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長にあっては委員の互選により、副会長にあっては会長の指名により定めるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初にかかれる会議については、教育委員会がこれを招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(審議会の運営)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可・不許可決定通知書[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了・中止届出書[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

現状変更行為の許可を示す標識[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議申出書[別紙参照]

様式第 6 号(第 6 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為通知書[別紙参照]

様式第 1 号 (第 2 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書

年 月 日

(あて先)

輪島市教育委員会

申請者 住所

氏名

印

電話番号

法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例第 6 条第 1 項の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

変更行為の場所	輪島市
変更行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更行為の内容 及び実施の方法	
工事施工責任者 氏名、事務所名、 所在地及び電話 番号	

添付書類：位置図、配置図、変更行為に関する設計図その他必要な図面等

様式第 2 号 (第 3 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可・不許可決定通知書

年 月 日

様

輪島市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった保存地区内における現状変更行為を許可
する (許可しない) ことに決定したので通知します。

変更行為の場所	輪島市
変更行為の内容	
許可 (不許可) 年月日	年 月 日
許可番号	
許可の条件	
不許可の理由	

備考

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、輪島市教育委員会に対して異議申立てをすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることが

できなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、輪島市を被告として（訴訟において輪島市を代表する者は輪島市教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了・中止届出書

年 月 日

(あて先)

輪島市教育委員会

申請者 住所

氏名

印

電話番号

〔 法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名 〕

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例第 6 条第 1 項の許可を受けた行為を完了・中止したので、次のとおり届け出ます。

変更行為の場所	輪島市
変更行為の内容	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
完了・中止の別	
変更行為を中止したときは、その理由	

様式第 4 号（第 5 条関係）

現状変更行為の許可を示す標識	
変更行為の内容	
変更行為の場所	輪島市
変更行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の住所 及び氏名（法人にあつては、名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の氏名）	
工事施工責任者氏名、 事務所名及び所在地	
許可者	

様式第 5 号 (第 6 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議申出書

年 月 日

(あて先)

輪島市教育委員会

申請者 住所

氏名

印

電話番号

法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例第 8 条の規定に基づき協議をしたいので、
次のとおり関係書類を添えて提出します。

変更行為の場所	輪島市
変更行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更行為の内容 及び実施の方法	
工事施工責任者 氏名、事務所名、 所在地及び電話 番号	

添付書類：位置図、配置図、変更行為に関する設計図その他必要な図面等

様式第 6 号 (第 6 条関係)

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為通知書

年 月 日

(あて先)

輪島市教育委員会

申請者 住所

氏名

印

電話番号

法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例第 9 条の規定に基づき通知をしたいので、
次のとおり関係書類を添えて提出します。

変更行為の場所	輪島市
変更行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更行為の内容 及び実施の方法	
工事施工責任者 氏名、事務所名、 所在地及び電話 番号	

添付書類：位置図、配置図、変更行為に関する設計図その他必要な図面等

輪島市伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成20年輪島市条例第26号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づく補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物等 条例第5条に規定する保存計画において伝統的建造物及び環境物件に決定された物件をいう。
- (2) 修理 保存計画に定められた基準に基づき行われる伝統的建造物の保存のための行為又は環境物件を復元する行為をいう。
- (3) 修景 保存計画に定められた基準に基づき行われる伝統的建造物以外の建造物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え若しくは色彩の変更のための行為又は環境物件に類する物件を周辺の歴史的風致と調和するように整備する行為をいう。

(補助金の交付対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業の種類及び経費並びに補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、別表に定める事業を行おうとする個人又は法人その他の団体とする。

(災害による被害を受けた場合の特例)

第5条 別表に定める事業のうち、伝統的建造物等及び伝統的建造物等以外の建造物等で既に事業を行ったものが、暴風、豪雨、地震その他の自然災害により被害を受けた場合においては、当該被害を受けたこれらの建造物等の修理等については、補助金の交付対象となる事業とみなしてこの規則の規定を適用する。

(準用)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、輪島市補助金交付規則（平成18年輪島市規則第60号の規定）を準用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

事業の種類		補助対象経費	補助率	補助限度額	
伝統的建造物等	伝統的建造物	建築物の修理	主屋等 80パーセント以内	1,000万円	
			土蔵 80パーセント以内	600万円	
			付属屋 80パーセント以内	400万円	
		建築物の管理	主屋等 80パーセント以内	100万円	
			土蔵 80パーセント以内	60万円	
			付属屋 80パーセント以内	40万円	
	工作物の修理	塀、石垣、門等の修理の工事に要する経費	80パーセント以内	300万円	
	環境物件	環境物件の修理	樹木、庭園、生垣等の復旧の工事に要する経費	80パーセント以内	200万円
環境物件の管理		樹木の剪定、枝打ち及び病虫害の防除等の工事に要する経費	50パーセント以内	35万円	
伝統的建造物等以外の建造物等	伝統的建造物以外の建造物	建築物の修景	主屋等 70パーセント以内	400万円	
			土蔵 70パーセント以内	250万円	
			付属屋 70パーセント以内	150万円	
		工作物の修景	塀、石垣、門等の修景の工事に要する経費	70パーセント以内	150万円
	環境要素	環境物件に類する物件の修景	樹木、庭園、生垣等の復旧の工事に要する経費	70パーセント以内	100万円
その他	伝統的建造物等の活用		伝統的建造物等の公開に要する経費	50パーセント以内	100万円
	伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建造物に空家がある場合の活用		空家に居住するための移転費及び住宅設備の整備に要する経費	50パーセント以内	100万円
	保存団体の活動		保存を目的とする住民団体による活動、防災資機材の整備及び維持管理に要する経費	100パーセント以内	50万円

備考

- 1 工事に要する経費には、設計費、監理費等を含むものとする。
- 2 屋根、外壁、建具、格子等の修理又は修景の工事に要する経費には、構造材及び下地材に係る経費を含むものとする。
- 3 伝統的建造物等の活用事業並びに伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建造物に空家がある場合の活用事業に係る補助金については、それらの事業を開始する年度にのみ交付するものとする。

輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区保存計画

2009年1月

発行： 輪島市教育委員会
〒928-0001
石川県輪島市河井町20部1番地1
電話（0768）22-7666（代表）

編集： 輪島市教育委員会文化課
